

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270515009	27年 2月24日	27年 3月12日	27年 5月15日	ツーリストモデルのインターネット販売再開を求めよう	電気用品安全法・ツーリストモデルの例外承認に関する「例」販売の際にパスポートの提示を求め、提示した日本人外国旅行者及び外国人観光客に限り販売する。等、それ以外の方法による場合は、その旨を記載する。」という例示の撤廃を要望いたします。 ツーリストモデルは海外向けという性質上、電気用品安全法をクリアできないため、本来、日本国内では流通・販売ができません。その例外措置として「例外承認制度」が用意されていますが、この中に上記の例示がございませぬ。 これは、使用者の安全のため、ツーリストモデルが日本国内では使えないことを確実に伝えるための方策の一例として、制定されたものですが、販売方法が対面販売しかなく、またパスポートを所持している方がほとんど存在しなかった40年以上も前のもので、以後、改正されいまま残されているのですが、これを根拠として、昨年未読よりインターネット販売が規制されています。 パスポートの取得が簡便な現代において、パスポートの所持をもって外国人観光客・日本人外国旅行者を判断することは困難です。一方で、インターネット販売でもツーリストモデルであることの提示や本人確認など、電気用品安全法の趣旨に沿った体制を構築することは十分可能であり、対面販売のみに限定している現行法は、現在のインターネット社会において形骸化しているとは異いようなない事項です。 現に、指導を行っておられる経済産業省も、時代遅れな条項であるとして、法執行機関の立場として規制せざるを得ないという状況が伝わってきておりますし、当社がインターネット販売を開始してから15年以上が経ちますが、安全面での問題は全く生じておりませぬ。 この規制が実施されて以降、近隣にツーリストモデル取扱店のないお客様には、店舗までのご足労を強要することとなり、インターネット販売の再開を求める声が多数寄せられております。 上記のような例示を撤廃、もしくは適宜修正し、インターネット販売に対する規制を撤回していただくよう、ご要望申し上げます。	コウベサコム(株)	経済産業省	特定の用途に使用される電気用品については、例外的に経済産業大臣の承認を受けて、技術基準適合性にかかわらず製造又は輸入、ないしは販売することができるとされています(なお、経済産業大臣は承認に条件を付すことができます)。このうち、ツーリストモデルについては、外国規格に適合している製品を国内で製造又は輸入し、外国からの旅行者や日本人海外旅行者等に限定して国内で販売する場合、経済産業大臣の承認が得られれば、基準適合義務及び表示の義務が免除されます(事業届出は必要となりませぬ)。	電気用品安全法第8条第1項、法第27条第1項、法第43条、同法施行規則第10条、第18条	現行制度下で対応可能	左記法令事項に基づき、ツーリストモデルが外国で使用することを前提に国内で販売されていることを購入者が了承していることの確認方法として、「販売の際にパスポートの提示を求め、提示した日本人外国旅行者及び外国人観光客に限り販売する。等、それ以外の方法による場合は、その旨を記載する。」ことを運用上の承認の要件としています。したがって、パスポートの提示以外の方法で、外国で使用することを前提に国内で販売されていることを販売事業者及び購入者双方が確認出来る方法については、申請時にその旨を記載して例外承認の申請を行うことができます。	
270630017	27年 3月18日	27年 4月23日	27年 6月30日	電気法適合品の再輸入時の規制緩和について強く要望します。	以前に経団連からも要望として上がっていた、電気法適合品の再輸入時の規制(輸入時の義務履行内容と同じ手続きを再輸入時にも適用される)の緩和等を真剣に検討していただき、改正に向けた前向きな対応を強く要望します。 現状の市場動向や流通のグローバル化などにより、現行法では規制されるべき対象と目的が施行当初の状況と大きな相違が発生していると感じます。 一度適正に輸入、もしくは国内で調達された適合品を海外へ輸出(海外での販売の目的ではなく、グローバル化によるアジア全体をマーケットとしたサプライチェーン・マネージメントにより海外拠点に物流入りとして倉庫があるため)、容法後、製品がキッティングされた再輸入もすることが主流となっている。現行法はその物流のみに全く対応できていませぬ。実質的に無駄な対応をせざるを得ない状態であり、輸入事業者からしてみれば二重規制となっている経済活動の妨げになっていることは明白です。 例えば国内で調達した適合品には表示義務として、PSEマーク・届出事業者名・登録検査機関名が必要です。届出事業者としてマークが表示されているものを、購入者のマークが海外の倉庫に一旦輸出し、再輸入する際に輸入と同様の安全性の確認及び表示義務が課せられます。特に、表示義務により完成品に新たな事業者名としてマークAと表示し直す必要があります。そのために印刷や印刷、ラベル貼りなど追加の作業だけでなく、加工の必要があれば安全性にも影響する可能性もあります。国内の流通では途中で加工が入る可能性が少ないうえに再販時はマークの確認だけで済みます。経営者では、海外では加工や改造の可能性が偽造品(不適合品)との混在の可能性を指摘していますが、そもそも自主規制のため不適切な輸入業者により偽造品は国内に流通してしまひます。一旦国内に流通してしまえば、現行法では販売時には規制することはできません。これは偽造品やその業者を厳しく規制しない限り防げませぬ。親子関係や提携企業の倉庫から出荷されるものは、日本から輸出され管理された安全な適合品であると見えませぬ。これらのことから、再輸入の規制は、輸入事業者の自主検査と同様に自己責任の下、販売時と同様にマークの確認のみに緩和し、輸入事業者の経済活動を制限し不利にするような規制は改正願ひたい。	民間企業	経済産業省	電気用品安全法(昭和36年法律第234号、以下「法」といふ。)は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造又は輸入の事業を行う者(以下「届出事業者」といふ。)に対して、法第3条で事業の届出義務、法第8条第1項で技術基準適合義務、法第10条で表示義務などを規定しています。 届出事業者が、電気用品を一度輸出し再輸入又は別の輸入事業者が輸入する場合は、法に規定された義務を履行することが求められます。	電気用品安全法第3条、第8条、第9条、第10条、	対応不可	再輸入品は、海外での改造品や模造品が輸入される事例があり、その安全性を確保する主体は再輸入した輸入事業者です。また、万一の事故等が起きた際、責任の所在を明確にするために、その責任主体である再輸入した輸入事業者名を電気用品本体に表示する必要があります。一部の再輸入品について、過去に海外での改造品や模造品が輸入された事例もあり、外国事業者による改造改変や模造品の混入の可能性は否定できないため、責任を有する再輸入した輸入事業者による安全性の確認及び表示は最低限必要です。以上のことから、再輸入時の規制緩和は認められませぬ。	
270630038	27年 5月18日	27年 6月1日	27年 6月30日	環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線2MHzから30MHzの周波数帯の使用を認めよう	【要望内容】 スマートメーターから分電盤までの電線における、2MHzから30MHzの周波数帯の使用 【理由】 電力用の電線を利用した通信を行う際、電気自動車等となつた屋外電線では、2MHzから30MHzまでの高速通信用の周波数帯の使用が認められている一方、同じ屋外であってもスマートメーターからブレーカーまでの電線では認められていない。 【期待】 スマートメーターの効率的利用を図るとともに、近い将来、高速通信によるスマートホームやスマートシティづくりの推進が期待されるため、スマートメーターからブレーカーまでの電線においても高速通信用の周波数帯の使用が可能となるよう、国際先端テスト等による検討を行うべきである。	日本商工会議所	総務省 経済産業省	広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用については、平成23年2月に情報通信審議会・情報通信技術分科会・電波利用環境委員会の下に、高速電力線搬送通信作業班を設置し、広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に係る電磁妨害波の許容値及び測定法について審議を行い、平成24年10月19日に情報通信審議会から答申を得ています。 同答申を受けて、平成25年9月に電波法施行規則等の関係法令の改正を実施し、広帯域電力線搬送通信設備の利用可能範囲について、電気使用者の引込口における分電盤から負荷側までの間を拡大したところである。	電波法施行規則第四十四条第2項	その他	スマートメーターから分電盤までの間で2MHzから30MHzの周波数の使用を認めたとしても、実際にそれを利用したスマートメーターが購入・設置されなければ意味がないため、今後、スマートメーターの購入・設置者である電力会社から当該スマートメーターの活用について要望が出てくれば、検討を開始します。 昨年も同様の要望をいただき、具体的なニーズについて貴所におたずねしましたが、回答が得られなかったため、電力会社で構成される電気事業者連合会に当方から話を伺ったところ、現状では、2MHzから30MHzの周波数帯の電力線搬送通信設備を使用したスマートメーターの活用を考慮していないとのことでした。 以上の経緯から、電力会社以外で当該スマートメーターを購入・設置し、活用することを希望する方はいらっしゃれば、具体的なかつ継続的に御教示願ひます。 仮に本提案の内容について検討を開始することとなった場合は、左記の作業班において検討することとなりますが、その際には貴所又は活用することを希望される方からも作業班の構成員として参加いただき、必要となる通信速度やノイズ対策等について説明いただかなければなりませんので、御留意願ひます。 また、同作業班での検討においては、他の機器への干渉影響を評価するため、設備から発生される電磁妨害波の測定試験等を行うことが必要であり、測定試験に係る費用や人員等を要望者の方から負担いただくこととなりますが、こちらについても御留意願ひます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270630047	27年5月18日	27年6月1日	27年6月30日	中小企業の知財活用を推進するため、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、要件の緩和と対象の拡大を図ること	<p>【要望内容】 特許料の減免制度の対象拡大 従業員20人以下(設立10年未満) 従業員300人以下 対象:「特許」のみ「実用新案、意匠、商標」まで拡大</p> <p>【理由】 ヒト・モノ・カネ・情報など、さまざまな面で制約を抱える中小企業は知的財産を経営に結びつける取り組みは不十分であり、中小企業の知財活用の後押しが求められる。そのため、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、従業員20人以下の企業に限らず、300人以下の中小企業は一律に利用できるようにするとともに、実用新案、意匠、商標も対象とすべきである。</p>	日本商工会議所	経済産業省	産業競争力強化法第75条において、新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者に対し、特許料及び審査請求に関する減免措置を規定しております。 産業競争力強化法施行令第16条において、政令で定める要件として、従業員の数が20人以下であること及び設立後10年未満であること等を規定しております。	産業競争力強化法第75条 産業競争力強化法施行令第16条	その他	<p>中小企業・小規模事業者が自らの技術やアイデアを知的財産として戦略的に活用し、収益に結びつけていくことができるよう、積極的に支援していただくことは重要であると考えております。</p> <p>今国会に、特許及び商標関連の料金の引下げを含む改正法案を提出しており、この法案が成立した場合は、中小企業も一律に料金負担が一定程度軽減されることとなります。</p> <p>料金の減免については、平成26年4月から開始されている中小ベンチャー企業・小規模事業者を対象とした措置をはじめとして、研究開発型中小企業、非課税法人等を対象とした措置を講じております。</p> <p>料金の設定に関しては、産業財産権制度が、制度運営に係る全ての行政経費を出願人からの料金収入で賄っていることにかんがみ、一部の出願人に対し料金優遇を措置することが、他の出願人の負担の増大を伴う構造となっている点にも十分に留意しつつ、その在り方について見極める必要があります。</p> <p>このため、現行制度においては、このような負担の公平性の観点も踏まえ、根拠となる法律の目的に応じて政策的に措置しているものです。</p> <p>中小企業における知的財産権の活用の促進は重要であり、特許庁としては、全国に設置する知財総合支援窓口の運営など、様々な施策を通じ中小企業の支援に取り組んでおり、引き続き、中小企業向け支援策の充実を図って参りたいと考えております。</p>	
270630048	27年5月18日	27年6月1日	27年6月30日	意匠および商標について、中小企業であれば早期審査の対象にすること	<p>【要望内容】 意匠および商標について、中小企業であれば早期審査の対象にすること</p> <p>【理由】 特許については中小企業であれば早期審査が利用可能だが、意匠および商標については、権利化について緊急性を要する等の条件がついている、中小企業であれば利用可能とすべきである。</p>	日本商工会議所	経済産業省	意匠及び商標について、現状において、企業規模に関わりなく、一定の要件を満たせば早期審査の対象となっています。	意匠法 商標法	対応不可	<p>意匠登録出願は、国内出願に占める中小出願人比率は57%(2013年)であり、非常に高い割合を占めています。そのため、中小企業であることを早期審査の要件とした場合、対象となる案件が多くなると予想されます。そうすると、意匠審査全体の審査遅延につながり、制度ユーザー全体にとって不利益が生ずる結果になると思われれます。</p> <p>また、商標登録出願についても、現状、中小企業の出願割合は5割を超えており(2013年は53%)、特許における中小企業の出願割合(1割程度)と比べて、極めて高い状況にあります。そのため、中小企業であるということのみを早期審査の要件とした場合、対象となる案件が著しく多くなり、早期の権利化を図るという目的を達成することが極めて困難になると考えております。</p>	
270630049	27年5月18日	27年6月1日	27年6月30日	模倣品の輸入差止め申立書の添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮化すること	<p>【要望内容】 模倣品の輸入差止め申立書の添付する特許庁の判定書の発行期間の短縮化</p> <p>【理由】 模倣品の差止めには、輸入差止め申立書制度が一定の効果があるが、特許庁の判定書を添付するケースにおいて、発行されるまでの期間が長いとの指摘がある。事業者の模倣品被害を一刻も早く止めるため、その発行期間を短縮化する必要がある。</p>	日本商工会議所	経済産業省	特許権者が他人の商品等について、それが自分の特許発明の技術的範囲に属する(特許権を侵害する)ものであるかどうかを知りたい場合等に、特許庁に対し、特許発明の技術的範囲について、中立・公正な立場から判定を求めることができます(特許法71条1項)。 特許庁で作成される判定書は、侵害事件において侵害または非侵害を主張する時、ライセンス交渉時、裁判への輸入差止め申立書等に利用されています。 このため判定書には高い信頼性が求められると。判定は3名の審判官で構成される合議体によって行われ(特許法71条1項)、原則として、請求人のみならず、被請求人にも意見提出の機会を与え(特許法71条3項で準用する特許法134条)、請求人及び被請求人の両者の主張に基づき審理が行われ、また、必要に応じて、審判員で口頭審理が行われる(特許法71条3項で準用する特許法145条～147条)など、他の特許審判に準じた手続をとっています。	特許法71条、及び 実用新案法26条、意匠法25条、 商標法28条で準用する特許法71条	その他	<p>判定については、ご指摘のとおり早期に結論を出すことが重要と認識し、優先的に審理を行っています。一方、判定請求人の主張にのみ基づいてなされた判定では、公平・公正に信頼性の高い結果を出すことが難しく、原則として相手方にも反論の機会を与える応答期間等を設けているために、一定程度の審理期間は必要となりますが、極力迅速な審理に努めてまいります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270831001	26年10月20日	26年11月5日	27年8月31日	信用保証協会保証付債権におけるDDS(資本的劣化)適用基準の緩和	(具体的内容) DDSに信用保証協会が参加する場合、「全行参加・合理的かつ公正・衡平」という基準が厳格に適用され、金融機関調整が困難となるケースもある。迅速かつ効率的に事業再生を進めるためにも、案件に応じて柔軟に対応したい。(理由) 通常のDDSでは、シェア割り(信用プロラガ)が原則であるものの、メイン行や主要実行への割付を増やす等、いわゆる適度なメイン寄せにて調整するものが通例となっている。しかし、中小企業再生支援協議会等で、信用保証協会付債権にDDSを適用する計画を検討する場合、メイン行が下位行分の債権を負担することに全ての金融機関が同意したとしても、信用保証協会から「この計画では公正・衡平の原則に欠ける」として承諾が得られないケースがある。迅速かつ効率的に事業再生を進めるため、「全行参加・合理的かつ公正・衡平」の原則については柔軟に運用していただきたい。(現行規制の概要) 本年2月から、信用保証協会付債権へのDDS適用が認められたところ、再生計画等への融資を行う全金融機関の参加が原則であり、その内容が合理的かつ公正・衡平なものであることとされる。	(一社)第二地方銀行協会	経済産業省	信用保証協会が保証付貸付債権のDDSに応じるためには、日本政策金融公庫が定める一定の基準を満たした再生計画に基づくものであることについて、公庫から事前承認を受ける必要があります。上記基準の一つに「再生計画の中で、複数の金融機関()に対し、権利変更が求められており、その内容が合理的かつ公正・衡平なものであること」という基準が定められていますが、同基準は、信用プロラガを原則としているものの、「DDSの条件が、いわゆる適度なメイン寄せにより調整されたもの又は一部の劣額債権者が参加していないものであったとしても、金融機関の金融支援及び窮境原因への関与度合い等を勘案すれば信用保証協会にとって不利なものではなく、合理的かつ公正・衡平なものであること」を確保することを旨としたものです。()再生計画等によって権利変更を企画(される金融機関をいいます。実際の取扱いにおいても、全ての再生案件において金融機関全行参加かつ同率の負担を要請しているわけではなく、金融機関の果たす責任等を総合的に勘案した上で、信用保証協会に求められる権利変更が信用保証協会にとって不利なものではなく、妥当なものとも認められれば、柔軟に対応しております。	現行制度下で対応可能	今後も、中小企業・小規模事業者の事業再生の円滑化に資するべく、信用保証協会が保証付貸付債権のDDSに弾力的に応じるための取組を継続して参ります。		
270831011	27年5月18日	27年6月1日	27年8月31日	介護分野や観光分野における人材不足に対応するため、外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加	[要望内容] 外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加 [理由] 高齢化の進行によって、2025年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ30万人不足すると推計されている。今後、先進国だけでなく(新興国でも高齢化が進むと予想されるなかで、技術移転を通じた「人づつ」への協力を基本理念とする外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することによって、世界に先駆けて超高齢社会を迎えた日本の介護技術を他国に移転するとともに、我が国の介護サービスの充実へと結び付けていくべきである。また、今後、外国人旅行客のさらなる増加が見込まれ、観光分野における人材不足も予想される。外国人技能実習制度の対象職種に、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を加えることで、日本の優れたホスピタリティを身に付けた観光人材を育成するとともに、観光分野における人材不足を解消する必要がある。	日本商工会議所	法務省 厚生労働省 経済産業省	・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。 ・技能実習の対象職種については、我が国の法令に抵触しない分野であって、単純作業でないこと。 ・送出し国の実情を考慮したうえで、実習の成果が評価できる公的評価システムがあること ・上記条件を満たす必要があります。 ・なお、技能実習の適正な実施等を図る観点から、制度の技術的な見直しを行い、今国会に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を提出しているところです。	検討に着手(介護分野の職種追加について) ・その他(ホテルスタッフ業務の職種追加について)	・外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加するご提案については、本年2月10日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」(2015年版)にあるとおり、介護の対象職種追加に向け、策の担保など、介護サービスの特性に基づき(要請)に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づき(要請)に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行うこととしています。 ・ホテルスタッフ業務を技能実習制度の対象職種に追加することについては、移転すべき技能としてふさわしい職種であるかどうかを検討する必要がありますので、この点を整理いただいた上で、御相談ください。		
270831014	27年6月17日	27年7月27日	27年8月31日	燃料電池自動車の車検と容器再検査の合理化	燃料電池自動車は、車両の種類により検査期間は異なるが、一般の車両と同様に、道路運送車両法により運輸局の検査場や一般の指定整備工場等で継続検査が行われることとなる。一方で、燃料電池自動車には高圧容器が搭載されており、高圧ガス保安法により、一定期間ごとに容器再検査を受ける必要がある。容器再検査の検査期間は、車両によらず、容器製造後、初回は4年以内、以降は2年2か月ごとに都道府県に登録された容器検査所(容器検査)を受けることとなる。したがって、同一の期間毎に同一の場所で行う検査を行う制度となっていない。理論的には、指定整備工場が容器検査所の登録を行ったり、容器再検査を前倒しで行うことにより、同一の期間毎に同一の場所で行う検査を行うことは可能であり、かつての天然ガス自動車に関する規制改革要望でもその旨の回答が記載されている。しかしながら、同一の期間毎に同一の場所で行う検査を行うことが可能かどうかは不十分であり、必ず同一の期間毎に同一の場所で行う検査を行うことが、車両の安全性を担保する上で重要である。一般の国民は容器再検査は馴染みが薄く、道路運送車両法の継続検査のみを受ければ、十分と理解していると思われる。容器再検査の受検を忘れて、容器再検査の検査期間が過ぎているにもかかわらず継続検査を合格としたり、検査切れ容器に充填所で水素ガスを充填するなど、安全上、懸念される事項が多数存在するとと思われる。韓国では容器再検査を行っていないため走行中のバスの容器破裂事故が発生し、この事故がきっかけで容器再検査の制度が見直されている。また、同様の制度となっているLPG自動車やCNG自動車は、普及台数も限られており、タクシーや宅配便などのトラックやバスなど、特定のユーザーに限定されており、限られたユーザーに周知すれば、運用可能であったと思われるが、今後ますます増加する燃料電池自動車の場合、一般のユーザー、一般の自動車整備工場等が対象となる。したがって、車両の継続検査と容器再検査を同一の期間で同一の場所で行うことは非常に重要なこととあり、韓国のように事故が起こった後に制度を見直しては普及に大きく影響すると考えられます。本項目は規制緩和ではなく、規制強化ともみられますが、ユーザーの保護を考えると、必要は規制改革と思われる。	個人	経済産業省 国土交通省	高圧ガス保安法第48条第1項第5号 第49条第1項 容器保安規則第24条第1項第5号 第33条第1項第3号 第34条第1項第4号 道路運送車両法第61条 第62条	事実認識	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)においては圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置について、容器検査又は再検査に合格した高圧ガス容器を備えることを求めています。したがって、容器検査又は再検査を受けていない自動車が、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条に定める継続検査に合格することはありません。なお、時期については、燃料電池自動車燃料装置容器の容器再検査は、自動車の継続検査の時期を考慮して、初回は4年、経過年数4年を超えるものについては2年2月と規定しており、この期間内であれば、前倒しを受けることが可能です。したがって、同時期に両検査を実施することは可能です。また、場所については、道路運送車両法第94条の2に定める指定自動車整備事業の指定を受けた工場が容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)第33条及び第34条において規定している基準を満たし、都道府県に登録すれば、同一の場所で行う検査を実施することは可能です。なお、燃料電池自動車の使用者には、自動車の継続検査とは別に容器再検査が必要であることを業界団体等から周知しています。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請 日	内閣府での 回答取りま とめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省 庁	所管省庁の検討結果			規制改 革会議 における 再検討 項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
270831015	27年 6月17日	27年 7月27日	27年 8月31日	高圧ガスを燃料とする自動車の高圧容器については、高圧ガス保安法の適用除外し、道路運送車両法で運用する	燃料電池自動車、天然ガス自動車、LPG自動車などの高圧ガスを燃料とする自動車は高圧ガス保安法の燃料装置用容器(容器)を搭載している車両は国土交通省が所管する道路運送車両法の保安基準、容器は経済産業省が所管する高圧ガス保安法の容器保安規則と別々の省庁が別々の法律を適用しており車両の継続検査(車検)や容器の容器再検査等、別々の制度で運用されている。そのため、両検査は別々の期間、別々の場所で実施せざるを得ない場合がある。一般のユーザーに馴染みの薄い容器再検査が実施されずに車両の運行が継続されたり、充填所で容器検査切替の容器に燃料充填が行われたり、容器再検査を実施しないまま車検が行われ、保安基準適合の発給が行われる可能性があり、いずれも法律違反を発生する行為であり、安全性に著しい不安が発生する可能性のある運用制度となっている。海外の先進国では、このように2つの法律で管理している国はなく、車両の法律に一本化されている。韓国では日本と同様に別々の法律で運用していたが、走行中の天然ガスバスの容器破裂事故により、国土海洋部が検査する制度に運用の一本化が行われた。法律を一本化すれば、車検と容器再検査が必ず同一日に同一場所で実施されることとなります。現在の検査制度では、車検では、容器取付部分の締めや損傷の点検、燃料配管等の漏れ検査等、容器の口金付近の漏れ検査等、容器のみの検査を行っています。これらの検査は非常に似通った検査内容であり、別々に検査を実施するのは、非合理的であり、同時に両検査を実施することが安全性、経済性、ユーザーの利便性、車の普及阻害要因の排除という意味で非常に重要である。今後、EUとの相互承認制度の導入やWVTAの批准を目指す上でも別々の法律で運用するのではなく、道路運送車両法で運用することが、国際基準との整合を実現する上でも必要であると思われる。今後には自動車以外の(船舶、航空機、船舶、鉄道)はすべて、高圧ガス保安法の適用が除外されていることを考えれば、自動車についても道路運送車両法を適用除外しても大きな問題があるとは思われません。自動車工業会からも同様の要望により両法律のパッケージ化が検討されているようであるが、パッケージ化の意味が不明であり、具体的な方向性は示されていない。	個人	経済産業省 国土交通省	高圧ガス保安法第48条第1項第5号 第49条第1項 容器保安規則第24条第1項第5号 第33条第1項第3号 第34条第1項第4号 道路運送車両法第40条・第46条 第61条 第62条	事実認認	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)では高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の基準を引用しており、二重規制になっていません。国際基準との整合については、経済産業省が高圧ガス保安法で、国土交通省が車両の安全基準を道路運送車両法(昭和26年法律第165号)で、互いに連携しながらそれぞれ適切に取り込む予定であり、基準調和の面で問題は発生しません。また、道路運送車両の保安基準においては高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置について、容器検査又は再検査に合格した高圧ガス容器を備えることを求めております。したがって、容器検査又は容器再検査を受けしていない高圧ガスを燃料とする自動車が、道路運送車両法第62条に定める自動車の継続検査に合格することはありません。なお、燃料電池自動車の使用者には、自動車の継続検査とは別に容器再検査が必要であることを業界団体等から周知しています。	
271030009	27年 4月17日	27年 5月15日	27年 10月30日	風力発電における環境アセスメントの規模要件の見直し	「要望の具体的内容」 エネルギー基本計画並びに新たに策定される温室効果ガス排出削減目標の達成を実現すべく、風力発電の導入を着実に進めるため、環境影響評価法における第一種事業となる規模要件を見直し、50,000kW以上(第二種事業は37,500kW以上)に設定頂きたい。 【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法施行令第1条の別表第5の1「リ」では、環境影響評価の対象となる風力発電所について、「第一種事業」で10,000kW以上、「第二種事業」で5,000kW以上10,000kW未満、と定めているが、再生可能エネルギー発電設備の固定価格買取制度施行後、及び環境影響評価法の改正施行後に環境影響評価手続を行った案件(進行中を含む)の1件当りの事業規模は増大している状況であり(当該調べによれば、10,000kW未満の案件も含めた1件当りの事業規模の平均は50,000kWに迫っている)、また、今後は洋上風力発電事業の案件増加が見込まれることである。そこで、環境影響評価の対象となる風力発電所については、風力発電の導入拡大が着実に進んでいる中国、アメリカ、ドイツ、スペイン、イギリスなど諸国と同等のレベルである50,000kW以上に第一種事業の規模要件を見直し頂きたい。 これにより、各都道府県・政令市に、自然環境・生活環境や風力発電による地域振興などの各地域の実情に即して環境影響評価条例などにより判断(ともに、条例の対象とならない)規模要件においても環境問題が発生しないよう、当協会が策定したJWPA環境アセスガイドを、風力発電事業者に周知・徹底を図る(関係市町村のご協力を得て環境アセスを行う)ことで、適切な環境影響評価が行われ、手続の迅速化や行政手続の効率化を図ることが可能である。また、少なくとも年間100万kWを超えるような風力発電産業の市場形成が図られるなど、風力発電の導入拡大に資するものである。	(一社)日本風力発電協会	経済産業省 環境省	環境影響評価法施行令	検討を予定	環境影響評価法における風力発電所の対象規模は、騒音・低周波音や動植物への環境影響が生じている実態を踏まえ対応したものであり、現在においても、環境影響評価法に基づく大臣意見等でこれらの環境影響への配慮を求めているところですが、一方、御指摘のような論点があることも踏まえ、環境アセスメントのあり方について、環境や地元へ配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境省・経済産業省両省で必要な対策を検討していきます。	
271030010	27年 4月17日	27年 5月15日	27年 10月30日	風力発電における環境アセスメント手続の迅速化	「要望の具体的内容」 エネルギー基本計画並びに新たに策定される温室効果ガス排出削減目標の達成を実現すべく、各地域の実情に即して風力発電の円滑且つ着実な導入を図られるよう環境アセスメント手続の迅速化を図るため、事業特性及び立地環境特性を踏まえた参考項目の絞り込みを行って頂きたい。 【規制の現状と要望理由等】 風力発電事業とその他の発電所事業とは事業特性が明らかに異なる(例えば、変更面積を鑑みても土地変更が及ぼす環境影響は相当に低い)ことから、発電所アセス省令の別表第5で規定している参考項目の選定の考え方をその他の発電所事業に準じる考え方から改められない限り、メリハリの利いた環境アセスメントを行うことは出来ず、手続の迅速化も困難にとらざるを得ない。事業特性及び立地環境特性に応じた参考項目のうち、風力発電に特化した項目の絞り込みを行い、効果的且つ効率的な環境アセスメントを実施すべく、別表第5の内容を見直すとともに、発電所に係る環境影響評価の手引へ明記した上で出来るだけ早期に発行頂きたい。これらの方策を講じることは、風力発電の導入拡大に資するものであり、環境アセスメント手続の迅速化を図る上でも合理的なものである。	(一社)日本風力発電協会	経済産業省 環境省	発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令	現行制度下で対応可能	省令で示している環境影響評価項目は、事業者が参考とする項目であり、実際の事業の環境影響評価においては、現行制度でも、関係者の意見を踏まえ、方法書の作成において、事業の実態に即した項目を事業者が選定するものとなっている。一方、御指摘のような論点があることも踏まえ、環境アセスメントのあり方について、環境や地元へ配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境省・経済産業省両省で必要な対策を検討していきます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271030011	27年4月20日	27年5月15日	27年10月30日	過去調査結果の準備への適用	<p>【要望の具体的内容】 環境アセスメントの現地調査に先んじて、事業者等が独自に実施した調査データを環境アセスメントデータとして活用し、準備書に適用可能であることを明確化して頂きたい。 【規制の現状と要望理由等】 地熱開発では、事前調査段階にて、地域住民等との合意形成を目的に、環境アセスメントに先んじて希少猛禽類や希少動植物の調査を実施する場合がある。当該調査内容は、その目的から方法書において示される調査内容と同様であると目されることから、当該調査結果を環境アセスメントデータとして活用し、準備書に適用可能であることを明確化しておくことが、地域住民の理解促進に資するものと考えられる。 また、第三者機関の調査結果が計画地点のデータとすることが適切であると判断される場合には、事業者自らが行ったものでなくとも、当該調査結果を環境アセスメントデータとして活用できることとすることが、アセスの迅速化・効率化の観点から望ましいと考える。</p>	日本地熱協会	経済産業省 環境省	-	現行制度下で対応可能	活用されたデータの妥当性は地域やデータの質等に応じ、個別事案毎に異なるものであり、個別に判断されるのですが、過去の調査結果等を準備書に適用すること自体は、現行制度でも可能です。		
271030012	27年4月20日	27年5月15日	27年10月30日	地熱リプレースの簡素化・迅速化	<p>【要望の具体的内容】 地熱発電所のリプレースにおいても、火力発電所リプレースに係る環境アセスメントと同様に、調査省略・既存データ活用等々によるアセス簡素化・迅速化の検討をお願いしたい。 【規制の現状と要望理由等】 地熱発電所の環境アセスメント手続においては、環境影響評価法に基づき、新規設置とリプレースとではほぼ同様の手続が必要とされている。しかしながら、リプレースに際しては、土地改変等による環境影響が限定的で、かつより高性能な発電設備を設置することによる効率向上が見込まれることから、そのような案件については早く運用に供されることが望ましい。 従って、環境に影響を与える主要構成が現状より悪化しないことを設備側で示すことができる場合には、火力発電所リプレースに係る環境アセスメントと同様に、既存データの配慮手続等における活用や重要種の動植物及び生態系に係る調査の合理化等により、事業者による合理的な環境影響評価の実施を可能とし、以て環境影響評価手続の合理的な運用に資することを検討頂きたい。</p>	日本地熱協会	経済産業省 環境省	-	検討を予定	リプレースにおける環境アセスメントの調査・予測手法簡略化には、類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであることが前提ですが、地熱発電所のリプレースについては、現時点で事例が蓄積されていないため、今後知見の蓄積の状況を踏まえ、簡略化の可能性を検討します。		
271030027	27年9月7日	27年9月16日	27年10月30日	利子補給金制度における支給対象先の拡大	<p>・利子補給金制度(総合特区支援利子補給金、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金、グリーンファイナンス促進利子補給金等の制度)において、金融機関が特定分野に係る企業貸付を行う際、利子補給を受けることができるが、現在、生命保険会社は支給対象となっていない。 ・生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されている。 ・したがって、利子補給金制度において、補給金の支給対象に生命保険会社を加えることは、企業の資金調達手段の多様化や資金調達先の分散化に繋がりが、ひいては地域経済や日本経済全体の発展に繋がるものと考えられる。 -については、利子補給金制度における支給対象に生命保険会社を加えて頂きたい。</p>	内閣府 経済産業省 環境省	内閣府 経済産業省 環境省	<p>【内閣府】 総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定(以下「指定金融機関」といふ。)したうえで、予算の範囲内で最大、7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。 なお、指定金融機関にならう金融機関は、「銀行」、「信用金庫及び信用金庫連合会」、「労働金庫及び労働金庫連合会」、「信用協同組合及び信用協同組合連合会」、「農業協同組合及び農業協同組合連合会」、「漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会」、「農林中央金庫」、「株式会社商工組合中央金庫」、「株式会社日本政策投資銀行」となっています。</p> <p>【経済産業省】 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第2条第2項において、利子補給金の交付対象となる貸付を行う「金融機関」とは、(1)銀行 (2)信用金庫 (3)労働金庫 (4)信用協同組合 (5)農業協同組合 (6)漁業協同組合 (7)農林中央金庫 (8)株式会社商工組合中央金庫 (9)株式会社日本政策投資銀行と規定されており、生命保険会社は規定されていません。</p> <p>【経済産業省】 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金については、事業の実施に当たって地域金融機関等との連携を強化し、省工本に積極的に取り組む地域の中小・中堅企業等の省工本投資を後押しすることとしています。それを踏まえ、既に依頼させていただいています(一社)生命保険協会としての省エネルギー設備投資に係る融資実績、地方での融資状況、中小・中堅企業への融資状況及び融資勧誘方法等をご教示いただいた上で対応について検討したいと考えています。</p> <p>【環境省】 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(第4条、第5条) 特別会計に関する法律(第85条第3項第1号水)、特別会計に関する法律施行令(第50条第7項第10号)</p> <p>＜環境配慮型融資促進利子補給事業＞ 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年が3か年以内にCO2排出を3% (又は5か年以内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行います。 ＜環境リスク調査融資促進利子補給事業＞ 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、一定の基準に合致する低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減、抑制状況の金融機関によるモニタリングを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行います。</p>	<p>【内閣府】 総合特別区域法第28条 総合特別区域法第56条</p> <p>【経済産業省】 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱(平成27年4月5日制定)第2条第2項</p> <p>【環境省】 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(第4条、第5条) 特別会計に関する法律(第85条第3項第1号水)、特別会計に関する法律施行令(第50条第7項第10号)</p>	<p>【内閣府】 検討を予定</p> <p>【経済産業省】 検討を予定</p> <p>【環境省】 検討を予定</p>	<p>【内閣府】 「生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されている。」とのことであり、総合特区の推進に資する事業を行う事業者にとって資金調達手段の多様化につながると考えられる一方、生命保険会社における融資はあくまで保険業務の健全かつ適切な運営のための運用の一手段であると考えられること等を踏まえ、利子補給を受けることのできる金融機関に追加するか否かを、関係省庁と協議の上、検討いたします。 なお、本利子補給金は、今年度より対象とする融資月の追加や受給回数助長をメリハリをつけた配分とする等、運用の見直しをスタートしたところであり、その効果検証を来年度初頭に行った上で、本検討を実施する予定です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討して予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271120001	26年10月14日	27年1月29日	27年11月20日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化	環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化するべきである。 【提案理由】環境影響評価法は、環境負荷を低減(温室効果ガスや窒素酸化物、硫黄酸化物の排出量を削減等)させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることができる。 環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図るものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電のリプレースの場合、他の立地の検討が現実的ではないリプレースであることから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。 したがって、配慮書手続については配慮書を関係者に送付することと足りることとし、努力義務である意見聴取は不要とするよう、改善すべきである。意見聴取については、リプレース前の段階から事業について住民コミュニケーションをとっており、また、方法書手続以降においても、意見聴取が可能である。 これにより、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。 なお、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(2012年11月27日)では、「平成25年4月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図るとされているが、その具体的方策までは示されていない。また、2013年の政府回答は、「配慮書に関する迅速化の具体的方策を統一的に示すには、情報収集やある程度の事例の積み重ね及びそれらの検証が必要」としているが、事業者としては、事業を早期に進め環境負荷の低い発電設備を一旦も稼働し、環境改善に取り組むしたいと考えており、事例の積み重ねを待っている、既存の発電所を稼働し続ける必要があるため、環境改善が遅れてしまう。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者が、その事業の配置、構造、位置、規模を決定する段階で、事業計画の権政案を設定した上で、環境へ及ぼす重大な影響について比較評価するとともに、国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	環境影響評価法	現行制度下で対応可能	環境影響評価法第三条の七及び主務省令においては、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるよう規定しており、努力規定としています。そのため、現行においても事業者が正当な理由を明らかにすれば求めないことも可能とされています。	
271130003	27年10月19日	27年11月9日	27年11月30日	教育ローンの割賦販売法の規制対象からの除外	(具体的内容) 顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。 (理由) 銀行が販売業者等との提携ローンを扱うためには、個別信用あっせん業者として経済産業省の登録を受けた上で、販売業者の勧誘の適切性について契約の郵度調査を行った上、年度ごとに取扱状況等に関する詳細な報告書を提出するなど、業務遂行に伴い負担が非常に大きく、提携ローンを取り扱えないのが実態である。 「教育ローン」については、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の認可が認められ教育機関が提供できれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われるので、規制の対象外としていただきたい。 学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利と銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、利用者の経済的な負担軽減や地方大学の進学率の改善にも寄与すると考える。(以上)	(一社)地方銀行協会	経済産業省	平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱った提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的・一体的性や金銭機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条第2項、第35条の3の6(第2項))	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の建書の提案に係る審議をした上で、平成27年1月に取りまとめられた報告書において、「実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする。」としております。	
271130006	27年10月21日	27年11月9日	27年11月30日	輸出貿易管理令の対象品目から血液分画製剤を外す	要望内容 血液製剤(輸血用製剤、血漿分画製剤)は輸出貿易管理令の対象品目になっていますが、国内自給の推進、安定供給体制の確保、献血の有効利用の観点から、私達は血液分画製剤を輸出貿易管理令の対象から外すことを要望します。 (1) 規制の現状 昭和41年の輸出貿易管理令の改正において、輸出承認が必要な貨物に血液製剤が追加されました。その背景は当時、ベトナム戦争に日本の血液が軍事上の目的で使用されることへの倫理上の問題として国会で議論され、その後、厚生省と米露で協議し、当分の間承認を停止するとの覚悟が結ばれ、それがあります。その後、自衛隊の持ち出しや、人道的な輸出の一部承認されていますが、現在は国内自給の確保のためとして実質的に輸出、或いは在庫として国内に一旦輸入した製品は海外に輸出できない状況にあります。 (2) 要望理由) 私達は血液法で定められた安定供給の確保、国内自給の推進の観点から、国内原料血漿を海外に一旦輸出し、海外自社工場で製剤化して日本に輸入する事業モデルを検討する事を提案しています。これは国内自給が促進されるともに、常時だけでなく危機時に、国内製造拠点だけに依存した安定供給リスクを低減できます。更に、血液代替製剤の供給拡大に伴い、製剤の原料血漿として有効利用されない国内原料血漿が増加しています。これを有効利用し、新興国で製剤が無くて死んでいる患者に寄付、或いは低価格で輸出供給する国際貢献モデルを日本で検討する事を提案しています。しかし、国は国内自給と安定供給の観点から輸出は認めない方針を堅持しています。その理由は国内自給を根拠に輸出を認めないという、我が国国内自給を推進する観点から提案している事と同じ理由で輸出を認めないという矛盾した状況にあります。現状を継続する事は国民・献血者の不利益になるとともに倫理的問題があります。血液法と輸出貿易管理令を関係付けて国内事業者を保護する事を経験した結果、外資企業の一部が血液事業から撤退するとともに、新規参入を阻害しています。これは血液分画製剤事業全体が弱体化し国際競争力の低下を招いています。 (3) 要望が実現した場合の効果) 国内自給は向上し安定供給リスクが低減されます。更に国際貢献ができます。産業振興と国際貢献の観点で国内血漿分画製剤事業の強化を図ることができず。	民間団体	厚生労働省 経済産業省	血液分画製剤の輸出は、「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号)に基づき「輸出貿易管理令」(昭和24年政令第378号)第2条により、経済産業大臣の「承認」が必要となります。その運用は、「輸出貿易管理令の運用について」(輸出注意事項62第11号)及び「血液製剤の輸出承認について」(輸出注意事項12第98号)によって、自衛隊の持ち出しや人道的支援等の一部の例外措置を除き、「承認」は停止されています。	「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号)第48条第3項 「輸出貿易管理令」(昭和24年政令第378号)第2条第11項第1号 「輸出貿易管理令の運用について」(輸出注意事項62第11号) 「血液製剤の輸出承認について」(輸出注意事項12第98号) 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則」(昭和31年厚生省令第22号)第1条 「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保等に関する法律施行規則」(昭和31年厚生省令第22号)第1条 「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保等に関する法律施行規則」(昭和31年厚生省令第22号)第1条	検討を予定	「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(血液法)の基本理念として、「血液製剤は、国内自給(国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいふ。以下同じ。)が確保されることを基本とする」と掲げられています。(血液法第3条第2項) 輸出貿易管理令の対象品目から血液製剤(血漿分画製剤)を外し、国外への輸出を可能とするに際しては、 ・現時点では血液分画製剤について国内自給が達成されていないこと ・血液法の趣旨と相反する可能性があること(臓器と同様に人体から製造される血液分画製剤が市場性を理由に国境を越えて売買されることに対する倫理性の問題、国内の需給による献血者の理解を得られないという問題) ・国内事業者は国内自給のため、国内の需要を優先するのが第一と考えていることなどから、慎重な検討が必要と考えています。 一方で、血液分画製剤を輸出できないことが国内事業者の事業効率に大きな影響を与えていることが考えられ、国内事業者の競争力を強化し、将来の国内自給を達成するためには、輸出の規制のあり方を含め、血液事業全体の将来像を検討することが必要と考えております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △: 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
271130011	27年10月27日	27年11月9日	27年11月30日	フロン排出抑制法における第一種特定製品の点検頻度の見直し	<p>【具体的内容】 第一種特定製品の点検頻度について、年1回の定期点検が必要な機器は、簡易点検(3ヶ月1回)を省略できるものとする。</p> <p>【提案理由】 フロン排出抑制法では、第一種特定製品(業務用のエアコンディショナーおよび業務用の冷蔵庫及び冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの)の管理者に対して、3か月に1回以上の簡易点検に加え、圧縮機の定格出力が75kW以上の機器の場合には、十分な知見を有する者による年に1回以上(圧縮機の定格出力が75-50kW未満の空調機器については、3年に1回以上)の定期点検を義務付けている。</p> <p>第一種特定製品について、フロンが漏れいする主な原因は、長期にわたる冷媒装置の劣化であり、短期で冷媒配管が腐食あるいは損傷する事象は僅少であると考えられ、3か月に1回以上の簡易点検は過剰なものであると見られる。</p> <p>したがって、第一種特定製品について、定期点検が上乗せされる場合には、簡易点検を省略できるものとする。</p>	(公社)リース事業協会	経済産業省 環境省	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省「環境省告示第13号」第二)	対応不可	簡易点検は、冷媒として充填されているフロン類の漏れい兆候を早期に把握することを目的として、管理者が周囲の状況又は技術的能力を踏まえ、可能な範囲で3か月に1回以上行っていたものである。他方、定期点検は、簡易点検では点検できない箇所を含め、機器等に関する十分な知見を有する者が行う専門的なフロン類の漏れいの検査であり、機器により1年又は2年に1回以上の頻度で行っていたものである。仮に、簡易点検を省略した場合、漏れいの兆候を早期に把握することが出来ず、長期にわたり漏れいが放置されることとなるおそれもあることから、第一種特定製品を適正に管理する上で、いずれの点検も必要なものであると考えています。		
271130012	27年10月27日	27年11月9日	27年11月30日	外為法運用の明確化及び合理化	<p>【具体的内容】 リース会社自らがリース終了物件を輸出する場合、輸出専門商社等と比べ、外国為替及び外国貿易法に基づき輸出手続きの経験が乏しいため、外国為替及び外国貿易法の輸出手続きについて、輸出手続きの経験が乏しい者であっても、それが理解できるように、輸出手続きの運用を明確化及び合理化すること。</p> <p>【提案理由】 リース終了物件のリサイクルやリユースは、日本国内に限らずグローバルに拡大しており、リース会社もしくは関連中古機械株式会社、リース会社が持つ精緻な物件管理や、金融機関や大手サプライヤーのコンプライアンス遵守に基づき中古物件の適切な輸出を行っている。</p> <p>しかしながら、リース会社は、輸出専門商社と比べ、外国為替及び外国貿易法に基づき輸出手続きの経験が乏しいため、リース終了物件を輸出するために、関係手続きを確認するための時間とコストを要している。これにより、ビジネスチャンスを逃す懸念がある。</p> <p>輸出管理に関しては、外為法で規定されており、政令・省令等が輸出手続きの経験が乏しい者にとって複雑なものになっており、日本でリースが終了した物件のリサイクル・リユースのグローバル化を阻む一要因となっている。</p> <p>本件の規制緩和を行うことで、リース終了物件のリサイクル・リユースが拡大するものと見られる。</p>	(公社)リース事業協会	経済産業省	外国為替及び外国貿易法第48条 輸出貿易管理令	現行制度下で対応可能	外国為替及び外国貿易法に基づき(輸出手続きに係る企業等からの相談に対しては、電話や当面の申請窓口において、きめ細かな対応を要しており、今後も継続してまいります。加えて、HPにおけるQ&A等のコンテンツの更なる充実を図るとともに、輸出管理制度の理解促進を図るための説明会等を引き続き開催するなど、輸出手続きの経験が乏しい企業にとって制度を正しく理解できるよう、今後とも制度の普及に努めます。		
271215001	27年4月20日	27年5月15日	27年12月15日	配電書・方法書手続きの簡略化	<p>【要望の具体的内容】 地熱発電事業の計画、計画書は単一案とならざるを得ないケースが大半と想定される。単一案の計画の場合には、配電書と方法書の記載内容がほぼ同一であることから、例えば住民意見の聴取を省略することを可能にする等、配電書手続きの簡略化の検討をお願いしたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法第三条の七および発電所アセス省令第十二条において、配電書の案又は配電書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるものとされている。</p> <p>地熱発電計画の場合、他の発電事業とは異なり、地形的な制約や地下資源確保の制約から生産井・還元井の位置が限定される。また当該坑井の位置および地熱の強度により発電設備等の位置が限定されるため、生産井・還元井を含めた発電所の位置、レイアウト等は単一案とならざるを得ないケースが大抵と想定される。この場合、配電書と方法書の記載内容がほぼ同一となる。一方で、住民意見の聴取については、方法書段階でも実施されること。また方法書段階で聴取された意見は当該時点で計画に反映されることから、配電書段階ではこれを省略することが可能であると考える。なおお察として、事前調査等を実施する段階で地元との合意が必要であり、自治会・温泉組合等との意見交換会を通じて住民の合意を得なければ環境アセスメントにも着手できない点を申し添える。</p>	日本地熱協会	経済産業省 環境省	発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配電事項の選定並びに当該計画段階配電事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針	現行制度下で対応可能	環境影響評価法第三条の七及び主務省令においては、配電書の案又は配電書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるよう規定されており、主務省令(発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配電事項の選定並びに当該計画段階配電事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価法の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を定ずるための指針等)を定める省令(第12条)では、一般からの意見を原則として求めるべきこと又は求めない場合にはその理由を明らかにすることを規定しています。	環境影響評価法第三条の七及び主務省令においては、配電書の案又は配電書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるよう規定されており、主務省令(発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配電事項の選定並びに当該計画段階配電事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価法の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を定ずるための指針等)を定める省令(第12条)では、一般からの意見を原則として求めるべきこと又は求めない場合にはその理由を明らかにすることを規定しています。	
271215002	27年4月20日	27年5月15日	27年12月15日	地熱発電における環境アセスメントの規模要件の見直し	<p>【要望の具体的内容】 エネルギー基本計画並びに新たに策定される温室効果ガス排出削減目標の達成を実現すべく、地熱発電の導入を着実に進めるため、環境影響評価法における規模要件の緩和をご検討頂きたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法施行令第1条の別表第1の5「チ」では、環境影響評価の対象となる地熱発電について、「第一種事業で10,000kW以上、第二種事業で500kW以上10,000kW未満」と定めているが、再生可能エネルギー発電設備の固定価格買取制度施行後においては、地熱資源量(世界第3位、2,347万kW)に比して設備容量(世界第8位、52万kW)は未だ十分ではない。低コストである地熱発電を最大限導入していく必要がある。</p> <p>地熱発電計画の推進を阻害する原因の一つに、リーダタイムの長さがある。大規模地熱発電の開発には、初期の開発から発電所建設まで10年を超える期間を要するため、この期間を短縮することが地熱発電の導入拡大につながる。ことから、期間短縮の一助として環境影響評価法における規模要件の緩和をご検討頂きたい。</p> <p>また、各自治体において、自然環境・生活環境や地熱発電による地域振興などの各地域の実情に即して環境影響評価条例などにより判断し、適切な環境影響評価が実施出来るとともに、環境影響評価手続の迅速化や行政手続の効率化を図ることが可能である。</p>	日本地熱協会	経済産業省 環境省	環境影響評価法施行令において、出力1万キロワット以上である地熱発電所の設置の工事の事業及び出力1万キロワット以上である発電設備の新設に伴う地熱発電所の変更の工事の事業を第一種事業として、出力1万500キロワット以上1万7千キロワット未満である地熱発電所の設置の工事の事業及び出力7万500キロワット以上1万7千キロワット未満である発電設備の新設に伴う地熱発電所の変更の工事の事業を第二種事業として規定し、環境影響評価法及び電気事業法に基づき環境影響評価手続の対象としている。	環境影響評価法施行令	検討を予定	環境影響評価法における地熱発電所の対象規模は、環境影響が大きくなる生産井の規模や民生への影響等を勘案したものであり、環境影響評価は、環境と地元とに配慮しつつ地熱発電の立地を円滑に進めていた(ための重要な手続です。現時点において規模要件の緩和に関する検討が必要とは思っていませんが、今後の評価案件の状況等によっては、必要に応じ検討を行います。 <p>なお、地熱発電所の設置に当たってのリーダタイムの短縮については、平成26年度より「環境アセスメント調査早期実施実証事業(経済産業省)」において、手続期間の半減を目指すとともに、平成28年度より「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」(環境省)において、所要期間を短縮するガイドを作成するよう、予算要求を行っています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △: 再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271215031	27年10月29日	27年11月18日	27年12月15日	提携教育ローンに対する改正割賦販売法の一部適用除外	<p>[制度の現状(現行規制の概要等)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等が扱う提携教育ローンについては、銀行等と提携先の学校との間に「密接な牽連関係」が存在するとして、改正割賦販売法の規制の対象となっている。 銀行等は「支払い可能見込額」の算出及び過剰与信防止についての義務を負うほか、指定信用情報機関(CIC)に個人信用情報の照会を実施すると共に個人信用情報の提供を行う等の対応が必要。 <p>[具体的要望内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 提携教育ローンを、割賦販売法の一部適用除外として頂きたい(以下は除外条件を適用せず)。 特定商取引法の販売類型に該当する役割(特定継続的役割の提供契約) 貸付ルール関係(法第35条の3の17から19まで) 信用情報関係(法第35条の3の56から57まで) 信用情報の除外条件は、支払停止の抗弁および延滞督促に対する実効性確保を目的とするもの、信用照会を行わず、基礎特定信用情報の登録のみを行う。)。 <p>[要望理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年の割賦販売法改正により、銀行等が扱う提携教育ローンも、同法の規制対象となったことを踏まえ、登録業者としての対応負担の増加等を背景に、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。 一方、提携教育ローンは、学生獲得を目的とした営業活動の側面はほとんどなく、当該学校による就学支援(奨学金等で補えない対象者への補助)の性格が強いことから、学校側からの借付要請は強い状況にある。 営業活動の側面が特に強い契約形態は「特定継続的役割の提供契約」であるが、本役割を規制緩和の対象外とすれば、そうした契約形態に関しては、割賦販売法の下で、引き続き適切な対応を行っていくこととなる。 なお、学校と消費者間の代表的なトラブルは「学納金返還請求事件」であるが、平成18年に最高裁判決が出されており、学費の返還請求は可能との整理が行われていることにも鑑みれば、解決できないトラブルの発生は限定的と考えられる。 これらのことから、提携教育ローンを一部適用除外とする規制緩和を行っても、消費者トラブルが発生する可能性は限定的と考えられ、むしろ、金利を含む顧客向けサービス改善、学校側の事務負担・運営リスク軽減や就学支援の選択肢の拡大等に資することが可能と考えられる。 	都銀懇話会	経済産業省	平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役割提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役割提供契約の一体性・内容の一体性や金融機関と役割提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の2、3、第35条の3の6第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しが必要については、産業構造審議会割賦販売小委員会において貴団体にも御出席いただき、同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「実務的な観点では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑み規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする。」としております。
271215052	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	フロン排出抑制法における作業従事者の資格取得手続きの緩和について	<p>平成26年4月施行のフロン法において、フロンガスの充填・回収作業を実施する作業員に資格取得が必要となっている。</p> <p>しかし、5年ごとに更新の受講料(1種: ¥25,700、2種: ¥22,680)の負担や、実務経験3年以上、冷凍空調に関する他の資格の保有という資格取得条件もあり、手続きを緩和していただきたい。</p> <p>スーパー・コンビニ・ストアを含めフロンを使用する顧客は増加している。フロン類の回収・充填が必要な設備も1店に複数台設置しており、店舗数以上に大量に取り扱っている。</p> <p>規制が緩和されることで、全国にいる作業員の資格取得・所持が安定され作業員数の確保に繋がる。</p> <p>今後も店舗数の増加に伴い、設備が増加をしていく中で資格保持をしている作業員が安定していることは、修理対応やフロン回収の作業も速やかに実施していただけるようになり、機器故障による機会失の削減に繋げられる。</p> <p>また、知見を有する者の講習会について条件等を公開していただき、一定規模以上の団体・会社・お取引先による資格認定をお願いしたい。</p> <p>現状の講習会の開催場所も全国での実施ではなく(2015年7月～2016年3月で23の都道府県のみで開催予定)、特に地方での開催が無いため、受講が困難な会社・作業員も出てきている実態がある。</p> <p>更に、更新受講料についても取得者が継続していけるような見直しについても検討をお願いしたい。</p>	(一社)日本フロンチャイブチェーン協会	経済産業省 環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第37条第3項及び同施行規則第14条第9号並びに同法第44条第2項及び同施行規則第40条第2号では、第一種フロン類充填回収業者がフロン類の充填・回収を行うに当たり、十分な知見を有する者が自ら行う立ち会うことが義務づけられています。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号)第14条第1号及び第40条第2号	現行制度下で対応可能	<p>「十分な知見を有する者」については、フロン類の性状や充填・回収方法に関する知識を有する者を指しており、必ずしも冷媒フロン類取扱技術者等の資格の取得を求めものではありません。</p> <p>しかし、知見の有無を外形的に判断することができるよう、環境省及び経済産業省が作成した「講習の確認事項要領」(以下「要領」という。))において、「十分な知見を有する者」に当たる者の水準の例として、例えば、充填に関しては、「冷媒フロン類取扱技術者、一定の資格等を有し、かつ、充填に必要な知識等の習得に伴う講習を受講した者、十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要な知識等の習得に伴う講習を受講した者」という3区分を示しています。</p> <p>特に、この講習については、公的機関、団体及び事業者がそれぞれ、想定する受講者の知見を補うために実施するものであり、当該要領に基づき、講義カリキュラムやテスト等に関する内容の適正性を両省が確認することとしています(講習の開催場所や受講料についても、講習実施者が適切に設定できます。)</p> <p>このため、事業者等が本確認を受けた講習を実施することで、受講者は、必ずしも資格を有さずとも、十分な知見を習得することが可能です(平成27年11月時点で、本確認を受けた講習は4つあり、それらの講習を受講することで、十分な知見を習得することが可能です。)</p> <p>なお、当該要領は、平成27年8月7日に両省ホームページ(以下、URL参照。)において公表しています。</p> <p>http://www.env.go.jp/earth/ozone/ctc/law/kaisei/h27/koushu.html (環境省)</p> <p>http://www.met.go.jp/policy/chemical_management/ozone/jyubun_chiken.html (経済産業省)</p>
271215065	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	フロン排出抑制法の簡易点検の頻度見直し	<p>[提案内容]</p> <p>フロン排出抑制法において業務用空調機、業務用冷凍機および冷蔵庫の使用者に義務付けられている3ヶ月に一回以上の「簡易点検」の見直しを行うべきである。</p> <p>[提案理由]</p> <p>2015年4月から施行されたフロン排出抑制法では、以下のとおり、大規模な機器を除く(業務用空調機、業務用冷凍機および冷蔵庫)の使用者に3ヶ月に一回以上の「簡易点検」が義務付けられているものの、これに対し、頻度が高く負担が高い。</p> <p>＜管理者判断基準 第二 管理第一種特定製品の点検に関する事項＞ 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現在生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候(以下「故障等」という。)を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。</p> <p>1 管理第一種特定製品の簡易点検及び専門点検 (1) 第一種特定製品の管理者は、3月に1回以上、管理第一種特定製品について簡易点検(以下「簡易点検」という。)を行うこと。</p>	(公社)関西経済連合会	経済産業省 環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条に基づき定められた第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項では、全ての第一種特定製品を対象とした、3ヶ月に一回以上の簡易点検が義務づけられています。	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省令第13号) 第二 1	対応不可	2015年4月から施行されたフロン排出抑制法は、近年判明した機器使用中における冷媒フロン類の漏えいを防止することが大きな目的の一つです。管理者が実施することを目的として、3ヶ月に一回以上行っていたいたものです。仮に簡易点検を省略した場合、漏えいの徴候を早期に把握することが出来ず、長期にわたる漏えいが放置されることとなるおそれもあることから、第一種特定製品を適正に管理する上で必要なものであると考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271215091	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	預金取扱金融機関による提携ローン全般、または教育ローン、リフォームローン等を割賦販売法の対象から除外	平成24年12月1日に施行された割賦販売法の改正によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。このため、大学・提携した教育ローン、金融機関が提携できる業者と提携したリフォームローンや太陽光発電設備のローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務簿・費用面で負担がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しい顧客利便を損ねている。このため、預金取扱金融機関が提携したローン全般を適用除外としていただきたい。また、これが難しい場合には、以下の事項を適用除外としていただきたい。 大学等と預金取扱金融機関が連携した教育ローンや生活資金のローンは適用除外とする。 住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨を鑑み、取扱業者と預金取扱金融機関が提携したリフォームや太陽光発電設備等の住宅付随設備等のローンは適用除外とする。	(一社)全国信用金協会、信託中央金庫	経済産業省	平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローン、銀行等・消費者間の金融消費債権契約、学校・消費者間の役務提供契約の間に、「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の判断は、金融消費債権契約と役務提供契約の手段的一体性・内容的な一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の6、第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の提言の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめられた報告書において、「実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑み規制内容が過剰と考えられる状況となつた場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする。」としております。
271215092	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	食品の用途発明の権利保護について	(具体的内容) 現行の審査基準(平成18年6月特許・実用新案審査基準改定(「第III部第2章」新規性・進歩性:1.5.2(2))により、「公地の食品の新たな機能を発見したとしても、通常、新たな用途を提供するものではない。新規性あるとは判断されない」として、食品の用途発明は認められていない(医薬品の場合は、第一に用途発明として認められている)。食品表示法の改正(第4条:食品表示基準)により、機能性表示食品制度が導入され、特定保健用食品と合わせて一般食品と区別できるようになった。そこで、欧米と同様に我が国においても、新たに見出した食品成分の機能を「新たな用途」として認めて、新規性を判断できるように現行の特許・実用新案審査基準を改定していただきたい。 (提案理由) これまで、食品成分で新たな機能を発見したとしても、一般の食品と区別することができないとして、新規性があるとは判断されなかった。根拠のない表示や広告、悪質な販売方法を排除し、消費者の自主的・合理的選択を促す(誤認を招かない)機能性表示食品制度が2015年4月から開始された。これにより従前の特定保健用食品と合わせて、食品成分の新たな機能を付与した食品は一般の食品と明確に区別できるようになり、新規性の問題はクリアできたのではないかと考える。 食品の三次機能(からの異常を修復して病気を予防する働き)を提唱し、非栄養成分に着目し、機能性食品「Functional Food」という言葉が日本が創造・発信したが、高品質発酵は欧米が先行している。欧米と同じ食品の用途発明が権利保護できれば、企業の研究開発投資を促進し、機能性食品市場の拡大とグローバル化が期待できると考える。 特許法第29条第1項特許の規定のある「人間を手術、治療又は診断する方法、の医療行為に特許権は付与されておらず、食品の用途発明であっても同等と考える。特定保健用食品・機能性表示食品のいずれも、機能を「ラベル表示するものであり、かつ認められた「表示フレーム」で対応可能ではなさかち考える。	日本バイオ産業会議	経済産業省	平成27年9月に改訂した「特許・実用新案審査基準」の第III部第2章第4節3.1.2(例2)(改訂前の第III部第2章1.5.2(2))項には、「食品分野の技術常識を考慮すると、食品として利用されるものについては、公知の食品の新たな属性を発見したとしても、通常、公知の食品と区別できるような新たな用途を提供することはない」と記載されており、食品の用途発明としての特許保護は認められていません。	「特許・実用新案審査基準」第III部第2章第4節3.1.2(例2)	検討に着手	食品の用途発明に関する当該審査基準の改訂について、平成27年12月8日に開催される、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会 審査基準専門委員会WG第7回会合にて御審議いただきます。
271215099	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	計量法と非国際単位	計量法は、原則として、測定結果を表示する際に使用される唯一の国際単位系とされている。さらに、対応する国際単位系が「センチメートルとインチ」あるいは「ポンドとキログラム」または両方の単位が変換して表示される場合でもあてはまる。しかし、これにはいくつかの例外や補足が付くことが言及されるべきである。最も一般的な例外として、製品が航空応用分野で使用される場合、「ロット」や「フィート」などの非国際単位系が許可されている。インターネットや熱量に使用される「カロリー」・「圧力」には「メートル」のように、特定の非国際単位系として追加されるものもある。 非国際単位系を認めないことにより、日本国内では非国際単位系で測定または表示された製品を販売することができないので、測定装置の製造業者や輸入業者に問題をもたらしている。つまり、他国の市場で販売されている製品は、日本で販売することができず、日本市場向けの製品を開発しなければならぬという点である。 EBCは非国際単位系も利用できるよう計量法が改正されることを要求する。次善策として、少なくともポンドや華氏、インチとその下位単位は認可されるべきである。	欧州ビジネス協会	経済産業省	我が国は、明治18年からメートル系に加盟しており、計量法は、主にメートル系に基づく(国際度量衡総会において決議された国際単位系(SI単位系)を基にして、計量単位)の単位を「法定計量単位」といいます。」とその定義を定め、国内での計量単位の統一を図っています。 計量法において、法定計量単位を定めている趣旨は、計量の基準である計量単位を定めることにより、適正な計量の実施を確保し、経済の発展、国際統合に寄与するためです。 このため、計量法において、国内の取引・証明に使用できる法定計量単位に関する規定を定め、法定計量単位以外の単位(この単位を「非法定計量単位」といいます)を取引・証明に使用することを禁じ、非法定計量単位による目盛等を付した計量器を販売又は販売の目的で陳列することを禁じています。 なお、法定計量単位は、SI単位系以外に国際的な決定及び慣行や特殊の計量に用いる単位(用途を限定して使用できる)等を定めています。また、航空機に関する取引又は証明等に用いる非法定計量単位(ヤード・ポンド法)による目盛等を付した計量器は、経済産業大臣の承認を受けるとはならず、その販売が認められています。 提案の具体的な内容等から、「ロット」は法定計量単位として如何なる場合にも用いることができます。「ロット」及び「カロリー」は、特殊の計量に用いる計量単位として、前者は「航海又は航空に係る速さの計量」、後者は「人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量」に用いることが可能です。 なお、「ポンド」、「華氏」、「インチ」といったヤード・ポンド法の計量単位は、上述のように航空機に関する取引又は証明等に用いる計量器は、経済産業大臣の承認を受けるとはならず、その販売が認められています。	計量法計量単位規則	対応不可	「制度の現状」に記載しているとおり、計量法において法定計量単位を定めている趣旨は、計量の基準である計量単位を定めることにより、適正な計量の実施を確保し、経済の発展、国際統合に寄与するためです。こうした法定計量単位を定め、単位の統一を図ることによって、取引・証明の信頼性を確保し、単位の錯誤による混乱や安全性の問題の回避を図っております。 国際的にもみても、WTO/TBT協定(世界貿易機関/貿易の技術的障害による協定)第2.4条においては、「関連する国際規格が存在するときはその位上が自前で定めているほか、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」とされており、国際単位系(SI単位系)は、ISO等の国際規格における基準単位とされているため、TBT協定を遵守する観点から、国際単位系(SI単位系)を基礎として法定計量単位を定める必要があります。 また、「制度の現状」に記載しているとおり、現行の計量法では、提案の具体的な内容等にある非SI単位系について国際的な慣行及び決定等をもとに一部法定計量単位として定めているほか、一部の非法定計量単位の計量器への表記についても、経済産業大臣の承認を受けるとはならず、その販売が認められています。これにより、計量単位の統一化と非法定計量単位の使用の両者の「バランスを保つ」ことが確認されています。 さらに、「産業構造審議会計量行政審議会計量制度検討小委員会報告書(平成20年4月)」においても、「非法定計量単位が浸透し、社会経済的に非効率と経過コストが発生する可能性」があり、「誤り間違い」・「誤ったミス事故等発生のおそれ」もあることが指摘されており、「取引又は証明において非法定計量単位の使用を禁止し、非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器の販売又は販売目的の陳列を禁止する現行制度を堅持することが確認されています」。 以上を踏まえれば、他国市場向けに販売されている製品であって、非法定計量単位が付された計量器について、そのまま輸出したいという理由をもって、非法定計量単位を法定計量単位として認めるような法改正は、計量法の趣旨に鑑みることができません。また、現行の計量法で認められた非法定計量単位の使用の範囲を超えて、ポンド、華氏、インチとその下位単位の使用を認めることもできません。 なお、我が国は、各国が国際単位系(SI単位系)の採用を進めている中、ヤード・ポンド法の計量単位を使用している国に対して、TBT協定の観点から、長年にわたって、国際単位系(SI単位系)の採用を奨励しております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請 日	内閣府での 回答取りま とめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省 庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議にお ける再 検討 項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
271231001	27年 10月16日	27年 11月9日	27年 12月31日	石油コンビナート等災害防止法における新設・変更に係る届出等を地方自治体で可能とする	<p>[提案の具体的内容] 第一種事業所の新設・変更に係る届出等を地方自治体で行えるよう措置する。</p> <p>[提案理由] 第一種事業所の新設・変更に係る申請を中央官庁に対して行う必要があるため、地方事業所に多大な負担がかかっている。新設・変更に係る申請において、事前説明、届出提出、不指示通知の受領、完了届出(検査手数料の納付)、適合確認通知書の受領、計5回の中央官庁への往訪のために、地方事業所の担当者の移動に数十時間が費やされる事例が発生している。また、現地確認検査の検査日の設定にあたり、複数中央官庁の検査担当者の日程調整に多大な時間を要するケースがあり、完了届出から現地確認検査までに50日程度を要した事例がある。申請手続き及び現地確認検査が地方自治体において可能になれば、これらの負担が軽減されるとともに、設備稼働開始までの期間が短縮され、工程ロスの低減にもつながる。</p>	石油連盟	総務省 経済産業省	石油コンビナート等災害防止法第5条、第7条、第11条、第46条	対応不可	<p>新設等に関する計画の届出を義務付けしている事業所は、コンビナート地域における第1種事業所のうち石油と高圧ガスをともに扱う事業所に限定されています。これは、市町村長等が消防法に基づき石油の貯蔵・取扱に伴う災害防止の観点から許可を与え、節電促進法が高圧ガス保安法に基づき高圧ガスの取扱いに伴う災害防止の観点から許可を与えています。石油及び高圧ガスに関連する各種装置が複雑に入り組んでいる事業所では、災害の発生危険性が非常に高く、一度災害が発生した場合に被害が拡大する危険性の高いことに加え、事業所全体として防災上一次的な対策を行うことが必要不可欠であると考えているからです。</p> <p>したがって、当該制度は、消防法及び高圧ガス保安法の両法令の規制も勘案し、総務省消防庁及び経済産業省が連携して審査を行うとともに、石油法に基づき各法令を所管する関係行政機関(5省庁)の長への事前協議・調整等を図る必要があること、対象事業所の中には複数の市町村にまたがる事業所があること、届出条件を集約し関係省庁で連携して審査を行うことで審査の迅速性・効率性が担保される面もあること等の理由により、現状の制度を維持すべきと考えます。</p> <p>一方では、事前相談にあたっては、メールや郵送、さらにはテレビ会議の活用も可能であり、窓口も総務省消防庁に一元化する等、手続きの効率化や簡素合理化を図っているところです。</p>	
271231002	27年 10月16日	27年 11月9日	27年 12月31日	石油コンビナートのレイアウトに係る基準のうち、各施設地区が混在している場合の敷地面積基準の見直し	<p>[提案の具体的内容] 石油コンビナートのレイアウトに係る基準のうち、各施設地区が混在している場合の敷地面積基準を500m²以内から1000m²以内に見直す。</p> <p>[提案理由] 石油コンビナートのレイアウトに係る基準において、製造施設地区内用施設を除く(の面積が500m²以内であれば、当該施設は主として設置される施設に從属するものとみなされるが、500m²を超える場合は独立した施設地区の新設とみなされ、特定通路の敷設等が必要となっている。レイアウト上の制約により、特定通路の敷設が困難な場合は、設置面積を500m²以内にするために、設置する施設規模の縮小を行うなど、事業所敷地の有効活用が妨げられている。主として設置されている施設地区が特定通路に関する基準を満足していれば、從属する施設の面積基準を見直しても消火活動に影響はなく、同等の安全性は担保できると考えられる。</p>	石油連盟	総務省 経済産業省		対応不可	<p>石油コンビナート等災害防止法において、事業所の敷地を用途に応じ区分し、その面積及び配置について規制しているのは、施設が混在すると災害が拡大する危険性が高まることから、類似の施設をまとめつつ、それぞれの用途の敷地の開閉を確保することなどにより、事業所内の施設に災害が発生した場合にその拡大を防止しようとするものです。また、施設地区の外周に特定通路を設置することで、災害の拡大を防止し消火活動に影響がないような配慮がされています。</p> <p>面積基準については、こうした安全性の観点から、昭和61年の導入以来現在に至るまで、原則として500m²を上限として從属する施設を認めているものであり、御指摘の面積基準を見直すことは困難であると考えています。</p>	
271231003	27年 10月27日	27年 11月9日	27年 12月31日	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)が支援する「地熱資源開発資金債務保証制度」のリース適用	<p>[具体的内容] リースで地熱発電設備を導入する場合についても、地熱資源開発資金債務保証制度(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)の対象とすること。現状は「預金業務を行う金融機関」に限定されているが、リース会社を債権者に加えること。</p> <p>[提案理由] わが国のエネルギー供給が不安定であるなか、再生可能エネルギーの活用促進は喫緊の課題である。現在、再生可能エネルギーは太陽光発電に偏っているが、総国産エネルギーである地熱発電の普及促進を図ることにより、再生可能エネルギーの多様化が期待される。このような状況下、大規模な地熱発電事業を促進することに加え、既存の井戸・熱水を利用した温泉発電等の小規模な地熱発電事業も促進することが必要と考えられる。地熱発電の一種である温泉発電は、大規模な地熱発電事業と異なり、既存の井戸・熱水を活用して発電事業を行うため、地下リスクや温泉業者との軋轢等が無く、早期に導入が進む可能性がある。しかしながら、事業主体が小規模な温泉組合や旅館であるため、発電設備に投下する資金が乏しく、リースによって発電設備を導入するニーズが高い。地熱資源開発資金債務保証制度をリースに適用することにより、全国の温泉地で同制度活用による地熱発電の導入が促進され、わが国エネルギー供給の安定化、太陽光に偏った再生可能エネルギーの多様化に大きく寄与することになる。</p>	(公社)リース事業協会	経済産業省	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法、地熱資源開発資金債務保証規則等	対応不可	<p>地熱は地下資源であるため、その開発には高いリスク・コストが伴います。地熱資源開発は、地表調査・掘削調査・探査・開発と進みますが、開発段階においても依然としてプロジェクトリスクは高く、民間金融機関では開発に必要な資金が事業者に円滑に供給されないおそれがあります。こうした点を踏まえ、JOGMECが行う債務保証は、開発段階における民間金融機関から事業者に対して融資される資金に対して、地熱資源開発への資金供給の円滑化を図ることを目的として措置されています。よって、リースによる地熱発電設備の導入は、債務保証を措置している上記の考え方と致ししないことから、JOGMECの債務保証制度の対象とすることは困難です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容を再確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271231005	27年10月28日	27年11月18日	27年12月31日	第1種電気工事士免状交付に必要な実務経験期間の短縮	私は第1種電気工事士試験に合格し認定電気工事従事者認定証交付後、ビルメンテナンスの仕事に従事しています。自家用電気工作物の工事作業を行なうことがありますが、長期間の工事作業になると電気工事会社にまかせることになり年間の実務作業期間はそう長くはありません。第1種電気工事士の免状が交付されるには工事の実務経験が5年以上必要となっていますが、ビルメンテナンス業でそれだけの条件を満たすには、実際にはかなりの年数の実務経験が必要になります。工事業に転職しようにも、年齢や体力面から可能性はかなり低いと思われる。また、第1種電気工事士の免状はありませんので、一般電気工作物の工事経験はありません。免状交付の条件として実務経験が必要なのは理解できますが、上記の理由により5年以上という期間は長すぎて、現在の状況では一生かかっても第1種電気工事士の免状は取得できないと思います。もっと実務経験の期間を短縮できないでしょうか、せめて3年程度にはならないでしょうか、期間の短縮に疑問があるならば、新たに講習会を追加して必要な教育を行ない免状取得の条件にするのも一つの案だとも思います。認定電気工事従事者認定証だけでもある程度自家用電気工作物の作業を行なうことは可能ですが、実際問題としてさまざまな制約があります。認定電気工事従事者では甲種消防設備士の受験資格はありませんし、消防高規格資格者の講習受講もできません。電気工事士と比べて社会的認知が薄く、ハローワークに求人票の条件は電気工事士ばかりで、認定電気工事従事者を必要とした求人票は見つかりません。なにより、第1種電気工事士があれば会社の資格手当の金額が上がります。生活費用に充てることができる。上記の理由により、第1種電気工事士免状交付に必要な実務経験期間の短縮を要望致します。ご検討下さいますようお願い致します。	個人	経済産業省	第1種電気工事士の免状交付を受けるためには、試験の合格と一定の実務経験を求めています。実務経験年数は、大学や専門学校等の電気工学の課程を修了している場合は3年、そうでない場合は5年と定められています。	電気工事士法第4条第3項 電気工事士法施行規則第2条の4第2項	対応不可	第1種電気工事士が行う電気工事は、設備が複雑で、大型でもあり、高電圧(6,000V以上)を取り扱うため危険度が高いこともあり、電気工事に関する熟練した施工技術、臨機応変な対応力などの技能の習得に5年程度を要することから現在の規定が設けられている。また、作業が電圧に達している部分はあるものの、古い設備の補修工事も多数行われていることに加え、数十年にわたって基本的な電気工事の内容や必要な技術的レベルは変化してあらず、現行の保安レベルを維持するためには、現状の経験年数の規制を緩和する段階にはありません。以上から、施工技術の熟練のために必要とされる5年以上の実務経験について、現時点において見直しを行う状況ではないと考えられます。	
271231007	27年10月29日	27年11月18日	27年12月31日	NEX(貿易保険)の付保対象契約の拡大	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・対外取引に係るリスクのうち、次の取引はNEXの貿易保険の付保対象として認められていない。 ・本邦法人の海外宛売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り・流動化取引 ・通貨スワップ、金利スワップ等のスワップ取引 【具体的要望内容】 ・NEXの貿易保険の付保対象に、次の対外取引を追加いただきたい。 ・海外プロジェクトファイナンス等に付随する通貨スワップ、金利スワップ等のスワップ取引(ヘッジ・スワップカウンターパーティ(借入人、事業会社、マーケットでのスワップハウスの)リスク ・本邦法人の海外宛売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り・流動化取引(例えば、オートローン債権等の債権プールの流動化等) 【要望理由】 【Swap保険について】 →一般的に、インフラプロジェクトの収入は現地ユーザーからのクリアに依存するため、収入が現地通貨建てになるケースが多く、外貨による借入返済との間で通貨のミスマッチが発生してしまふ。かかる通貨ミスマッチを回避する観点から、通貨スワップへのニーズが強い。 また、インフラプロジェクトにおいては、借入返済が超長期に渡ることが多く、将来の金利上昇によるキャッシュフロー変動を回避する観点から、金利スワップへのニーズも強い。 ・しかしながら、エマージングマーケット等では、スワップを提供する金融機関がカウンターパーティのクレジットリスクをとれないケースも多く、結果的に、プロジェクトファイナンスそのものが成り立たないケースもある。スワップ取引を付保対象とすることにより、海外インフラプロジェクト向けファイナンス取組にあたっての主要リスクの一つである為替リスク、金利変動リスクを解消することが可能。海外インフラプロジェクト向けファイナンス組成が活発化することが期待される。 【売掛債権の買取り・流動化について】 ・日本企業の海外進出が加速するなか、オートローンやリースなどの販売金融を現地で展開する企業において、運転資金の調達手段として、現地の保有債権を売却・流動化するニーズが高まっている。海外進出する日本企業にとっては、資金調達手段の多様化や、アセット圧縮による成長余地の拡大につながる。	都銀懇話会	経済産業省	本邦法人の海外宛売掛債権現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り、流動化取引、スワップ取引に対するリスクについては、現行の貿易保険制度では適用対象とはなっておりません。	貿易保険法第2条、第22条	その他	当該御提案については、第9回貿易・投資等ワーキング・グループ(1)で議論がなされ、貿易保険の支援制度に関するところから規制改革というよりも産業政策に関する内容として意見交換を行っていき、とされており、そのため、引き続き意見交換をさせていただきたいと考えております。 (1) http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/wg2/boeki/140304/agenda.html 御提案も踏まえ、2015年11月に公表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」(2)においては、事業者のスワップ契約も保険対象とするなどの機能拡充を図っているところです。 (2) http://www.meti.go.jp/press/2015/11/20151121001/20151121001.html 残された点については、貿易保険法の趣旨、日本の輸出・投資拡大等の観点から、具体的なニーズ、他の制度との補完関係、等も踏まえ引き続き意見交換させていただきます。	
271231011	27年10月30日	27年11月18日	27年12月31日	容器包装リサイクル法制度の見直しについて	現行の容器包装リサイクル法においては、容器包装製造・利用事業者が、該当年度に使用する特定容器包装の使用量を見込んで(=再商品化義務量の算定)、指定法人へ再商品化委託申請を行っている。 この現状に対し、「見込み量に基づく(再商品化委託申請・委託金負担)から「製造・使用の実績量に基づく(再商品化委託申請・委託金負担)へと、容器包装リサイクル法制度を変更いただきたい。 この変更により、商品や容器包装の価格に再商品化委託料金額が反映され、商品を仕入・購入した時点で再商品化委託費用の負担が完了し、再商品化委託金は上流の容器包装製造事業者が支払うという、より効率的な仕組みを構築したいと考えている。なお、本件は指定法人と特定事業者との契約・支払方法を問題としたものではない。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	容器包装リサイクル法では第11条から第13条までに特定事業者の再商品化義務が規定されており、第14条に基づき特定事業者は再商品化義務量の全部または一部の再商品化について指定法人と、再商品化委託金を締結し、当該契約に基づき自らの責務を履行したとき、委託した量に相当する量について再商品化したものとみなされます。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第12条、第13条、第14条	事実確認	国社の再商品化義務量の算定にあたっては、「見込み量に基づく(再商品化委託申請・委託金負担)ではなく、当該年度の「特定事業者の前事業年度実績」に基づいて算出されております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271231012	27年10月30日	27年11月18日	27年12月31日	容器包装リサイクル法における新たなインセンティブの導入について	<p>現行の容器包装リサイクル法では、再商品化義務量算定の際、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量を、特定容器包装使用量より差し引いて申請可能な、量的な面でのインセンティブ制度が導入されている。</p> <p>しかし、再商品化された素材を用いた容器包装を使用し商品を製造・販売、又は環境に配慮した素材を用いた容器包装を使用し商品を製造・販売しても、容器包装リサイクル法上、何らインセンティブ制度はなく、通常の容器包装の使用として扱われている。</p> <p>そのため、再商品化された素材を用いた容器包装を使用した場合(特に、国内の素材)、又は環境に配慮した素材を用いた容器包装を使用した場合、容器包装リサイクル法上のインセンティブ(算定係数に差を設ける等)制度を新設していただきたい。</p> <p>これにより、コストに係る「容器包装の質的な面における環境配慮」が促進されると考えらる。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条、第12条、第13条	事実認識	容器包装リサイクル法は一般廃棄物の減量等を目的としており、また、「容器包装の質的な面」の差異に応じて算定係数に差を設けるインセンティブ制度は、他の特定事業者の負担を本来負うべき再商品化義務量以上に増加させることもなるため、新設できません。		
271231017	27年10月30日	27年11月18日	27年12月31日	中小企業信用保険制度の対象業種の拡大	<p>近年、生産のみならず加工・販売までを自ら行う企業の農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金については中小企業信用保険制度を利用することができない。農業分野に関する信用補完制度としては農業信用保証保険制度があるが、中小企業にとりみると、事業用資金は中小企業信用保証制度、農業分野の資金は農業信用保証保険制度と両制度を併用しなければならず、煩雑でわかりにくい制度となっている。</p> <p>こうした問題点を踏まえ、政府が定めた農業分野に関する国家戦略特区(アグリ特区)では、商工業とともに農業を営む事業者の農業分野の資金を中小企業信用保証制度の対象とすることが可能とされている。農林水産部の成長産業化が喫緊の重点課題の一つとされる中、農業の5次産業化や商工業者の農業への新規参入の推進等が必要であり、このためには、商工業とともに農業を営む中小企業等に対して円滑に資金供給できる環境を整備することが極めて重要であり、また、その際には、商工業の部分と農業分野の部分併せて全体を評価していく視点が極めて重要である。</p> <p>ついで、中小企業が農業に進出する場合や商工業とともに農業を営む場合の農業分野の資金については、アグリ特区に限定せず、全国においても中小企業信用保証制度の対象とできるようにしたい。</p>	(一社)全国信用金庫協会 信金中央金庫	経済産業省	中小企業信用保険法 国家戦略特別区域法	その他	国家戦略特区におけるアグリ特区保証制度は、新潟県新潟市においては平成27年1月に、兵庫県豊岡市においては平成27年2月にそれぞれ取扱を開始しています。提案いただきました対象地域の拡大については、今後、これら国家戦略特区での実績等を踏まえ、必要に応じて検討していきたいと考えています。		
280215013	27年10月29日	27年11月18日	28年2月15日	食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直し	<p>【具体的内容】 食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、同一工場において、複数の区分にまたがる商品を製造するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行法において区分されている「鶏類製造業」「そう菜製造業」「すし・弁当調理パン製造業」「菓子製造業」とは別に、これらの区分をつらまとめた区分を新設すると、総合食品メーカーの実情にあった業種区分に見直しいただきたい。</p> <p>【提案理由】 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての報告が義務付けられており、食品関連事業者は、「業種区分ごとの食品残渣量」等を記載した定期報告書を提出しなければならない。「業種区分ごとの食品残渣量」を把握する為に、残渣を「業種区分」別に仕分けし計量する必要があるが、同一の工場で複数の製品を製造している場合には、複数の業種区分にまたがる食品残渣が混在して発生するため、その分別・計量に非常に困難と手間を要している。例えば、レタスは、サラダとサンドイッチの原材料に使用され、下処理は同時に行われるが、サラダは「そう菜製造業」サンドイッチは「すし・弁当調理パン製造業」に該当するため、廃棄する際に1日の製造の中でどちらの業種で発生したかを決めて、分別・計量している。また、野菜炒めを惣菜と弁当に使用する場合には、同じ調理室で加工を行うが、業種区分が異なるため残渣を別々に計量・管理しなければならない。</p> <p>実情に伴った区分ごととすることで、「業種区分」ごとの目標値が正しく把握され、食品廃棄物等の発生抑制及び減量につながることも、工場での作業が減り、効率的な処理が可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告に関する省令	現行制度下で対応可能	食品廃棄物等の発生量等は、実測によって、把握いただくことが望ましいと考えますが、事業の形態によっては、実測が難しい場合もあると承知しており、このような場合には「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率」に係る測定方法ガイドライン(農林水産省及び環境省作成)を参考に、年又は月に数回程度の実測を実施した上で営業日数、売上高など食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値により業種区分ごとの数値を推計する方法も可能としているところです。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請 日	内閣府での 回答取りま とめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省 庁	所管省庁の検討結果				規制改 革会議 における 再検討 項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)		
280215040	27年 11月2日	27年 12月9日	28年 2月15日	政府の情報システム 調達に関する改善 要望	以下を推進していただきたい (1)入札制限の緩和(「根拠1」の「第3章-1-(2)-」) (2)損害賠償の上限設定(「根拠1」の「第3章-1-(6)」) (3)知的財産権の帰属に関し、民間への帰属(日本版バイドール)(「根拠3」の第19条) (4)再委託に伴う情報開示の緩和(「根拠2」) (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進(「根拠4」) (1)の入札制限は分離調達の原則に則り、多くの案件で採用されている。しかし上流工程と下流工程で業者が異なることにより、作業の重複や責任の所在が曖昧となりプロジェクトリスクが増大する等の問題がある。(2)は「根拠1」において「限度の設定」を規定しているが、現実の調達案件ではこの制限を設ける案件は極めて少ない。(3)は「根拠3」に「譲り受けられないこと」とあるが、実際は国に帰属する案件が大多数である。(4)についても、契約金額も含めた開示を求められており、契約の守秘義務の観点からも問題である。(5)も一部の案件で中間支払いは為されているものの、長期のプロジェクトであってもプロジェクト終了時の一括支払いとなっている場合が見られる。 (1)を画一的に実施することは、調達リスクを高め、支出の無駄を生むことになり、調達機会の増大に資する方策ではあるが、案件の性質を十分に踏まえ、慎重に実施すべきである。(2)及び(5)は事業者の健全な経営に大きな影響を及ぼすため、是非とも改善いただきたい。また、(2)に記載の上限がないために、企業は万が一の場合のリスクを大きく(見積りも必要があるために)国に提案をする金額が高くなり、結果として国庫の無駄になる。(3)で知財を企業が活用できれば、我が国企業の国際競争力向上に貢献することであり、「根拠3」の趣旨に合致する。(4)では、企業の競争力に影響を与えるような情報の開示を求めるとは、一般的な取引上の通念からも適切ではない。国際的に見ても、「根拠2」に記載する詳細な情報を求める国はないと理解している。 上記要望は調達の質を高め、またIT産業育成にも大いに貢献すると考える。これらの制約は我が国固有のものであり、海外と比較しても特異であり厳しいと言わざるを得ない。これら改善が進めば、国際的にも整合する競争環境が整うと考える。	(一社)電子情報技術産業協会	内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	政府情報システムの効率性かつ効果的な整備及び管理を行うため、その調達については、会計法令等に沿った運用上のルールを取り決め、その改善を図ってきたところである。政府においては、従来の「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を平成26年度末をもって廃止し、平成27年度から、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)以下「標準ガイドライン」といふ。)等による運用を進めております。このような中、 (1)入札制限につきましては、過度な分離調達を抑制するため、標準ガイドラインにおいて、合理的な調達の基本単位の考え方を明示しております。 (2)損害賠償の上限設定につきましては、標準ガイドラインにおいて、損害賠償範囲の限度を契約書に記載する旨を明示しております。 (3)知的財産権の帰属につきましては、産業技術力強化法の趣旨に基づき、標準ガイドラインにおいて、受注者側に帰属することが原則である旨を明示しております。 (4)再委託に伴う情報開示の緩和につきましては、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計2017号)において、システムの開発等を委託する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、委託契約の相手方から、再委託に関する書面をご提出いただき、再委託を行う合理的理由等について審査し、適当と認められる場合に承認を行うこととしています。 (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進につきましては、契約により、製造についての請負契約に係る決済部分に対し、その決済前代金の一部を支払う必要がある場合には、その決済部分に対する代金の10分の9まで、また、性質上可分の製造についての請負契約に係る決済部分については、その代金の全額まで支払うことができます。	(3)産業技術力強化法第19条	(4)公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計2017号)	(5)予算決算及び会計令第101条の10	(1)現行制度下で対応可能 (2)現行制度下で対応可能 (3)知的財産権の帰属について 技術に関する研究開発活動を活性化し、及び事業活動における効果的な成果物の活用を促進する。標準ガイドラインに基づき、受注者側への帰属を原則とすることであり、各府省において適切に運用がなされているものと考えられます。 (4)再委託に伴う情報開示の緩和について 不適切な再委託により効率性が損なわれないか、契約金額等を確認することで再委託を行う合理的理由等を審査しており、適正な履行を確保するため、ご提出頂かざるを得ないと考えています。 (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進について 制度の現状とあり、決済前代金の一部を支払う必要がある場合には、契約により明らかとした上で、支払うことができます。よって、契約を行う各府省各庁において、適切に運用すべき事項となります。	新たな標準ガイドライン等に基づき、政府情報システムに係る調達の改善につきましては今後も引き続き推進することとあります。このような中、 (1)入札制限について 従来の分離調達に係る取組を見直し、標準ガイドラインに基づき、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上で合理的な調達単位の検討することとしており、さらに、種々の単位を単一位として調達することが適切であると判断される場合も妨げない旨明示しておりますので、各府省において適切に運用がなされているものと考えております。 (2)損害賠償の上限設定について 損害賠償責任の明確化の取組を引き続き推進していくため、従来の取組と同様、標準ガイドラインに基づき、損害賠償範囲の限度を設定することとしており、各府省において適切に運用がなされているものと考えております。 (3)知的財産権の帰属について 技術に関する研究開発活動を活性化し、及び事業活動における効果的な成果物の活用を促進するため、標準ガイドラインに基づき、受注者側への帰属を原則とすることとしており、各府省において適切に運用がなされているものと考えております。
280215044	27年 11月2日	27年 12月9日	28年 2月15日	エネルギーの使用の 合理化等に関する 法律(省エネ 法)の適用強化	{提案の具体的内容} 規制(省エネ法)と支援(予算・税制)の両面で省エネの取組みが促進されているが、一層の促進のため規制側からの観点で、達成の完全義務化と未達成時の対策措置徹底()及び規制対象事業者の範囲拡大()を提案。 {提案理由} エネルギー効率の改善そのものが努力目標で、その達成が義務づけられているわけではないため、達成の完全義務化と未達成時の対策措置徹底(追加の省エネ機器の導入など)の実施とその報告)を順次導入。 (エネルギー使用の合理化の状況(エネルギー効率の改善など)が著しく(不十分)と認められた場合の罰則規定は存在するものなか、なかなか適用にまで至らないのが実情) 現在、年間エネルギー使用量1500k未満の中小事業者は、規制対象外、1社あたりのエネルギー使用量は少ないものの、事業者としては圧倒的な数があり、改善の余地は多い。中小事業者向け省エネ補助金施策等による支援と並行して、規制対象事業者の範囲を順次拡大(年間エネルギー使用量1000k以上の事業者まで対象を拡大する等)していくことにより、中小事業者における省エネの取組みを促進。	(一社)電子情報技術産業協会	経済産業省	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)では、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う際の判断の基準となるべき事項を定め、その中で、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標として、諸目標及び措置の実現に努めるものとしています。主務大臣は当該事項を助産として、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適格な実施に際して必要な指導及び助言を行い、その合理化の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく(不十分)であると認めるときは合理化計画の作成を指示することが可能です。さらに、当該指示に従わない場合はその旨の公表、命令を行い、命令にも従わない場合は、罰則を課すことができるとされています。 また、工場等を設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量が原油換算で1,500k以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、特定事業者として指定し、エネルギー管理統括者等の選任及び毎年度のエネルギー使用量等の報告を求め、上級の措置のうえ、指示以降の措置は特定事業者に指定された者に行うこととされています。	エネルギー使用の合理化に関する法律施行令第2条	対応不可	について 省エネ法における事業者のエネルギー使用効率に関する指標の一つとして、エネルギー消費原単位(エネルギー使用量÷エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値で除した値)を用いておりますが、その他にも、エネルギー管理体制の整備状況、各設備の管理・記録・保守・点検状況、設備の新設に当たった際の措置状況等の観点から事業者のエネルギーの使用の合理化の状況を総合的に評価することで、騒音・振動等の環境変動、数値変動による出荷量の低下及び高炭化率の市場のニーズ変化への対応などの外的要因を排して事業者の取組を正しく(評価することとしております。そのため、エネルギー消費原単位の達成のみを完全義務化することは困難です。 について 全てのエネルギーの使用者が省エネを進めていくことが重要であり、実際に、省エネ法では、年度のエネルギー使用量が500k未満の事業者を含む全ての事業者に対して、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項の遵守を求めています。 その中でも、年間のエネルギー使用量1,500k以上である事業者は、政策的にエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、エネルギー管理統括者等の選任及び毎年度のエネルギー使用量等の報告を求めているものとなります。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280215063	27年11月25日	28年1月13日	28年2月15日	緑化面積の算出方法の見直し	[提案の具体的内容] 工場の敷地の有効活用を通じた企業の生産性向上や投資促進に向け、例えば壁面緑化について算出方法を見直す等、緑化面積の算出方法が実面積の値に近づきよう見直すべきである。 [提案理由] 現在、工場立地法に基づき、工場の敷地面積に対して一定の緑化割合を確保する必要があり、その算出方法は下記の通りになっている。 ・斜面緑化の場合:緑化面積=水平投影面積 ・壁面緑化の場合:緑化面積=壁面積×1m この算出方法では、実際の緑化面積よりも小さく見積もることとなり、工場の敷地を有効に活用することができない。 そこで、例えば壁面緑化の場合について算出方法を見直す等、緑化面積の算出方法を実面積の値に近づけるよう見直すべきである。 要望の実現により、敷地の有効活用を通じた企業の生産性向上や投資促進に資すると考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	工場立地法第4条において、緑地の面積の敷地面積に対する割合について国が準則として公表することとなり、工場立地法施行規則第3条において、緑地の定義が定められており、工場立地に関する準則において、緑地の敷地面積に対する割合が定められている。 また、工場立地法の運用上の例規として「工場立地法運用例規集」をとりまとめているが、その中に、法面の取扱い及び壁面緑地の面積の測定方法について明記されている。 具体的には、法面の取扱いとしては、「法面(斜面)を緑化した場合の緑地の面積は法面(斜面)の水平投影面積を測定するものとする。」としており、壁面緑地の面積の測定方法としては、「建築物その他の施設の直立している部分(以下「直立壁面」という。)において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に1.0メートルを乗じた面積とする。ただし、傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積とする。」としている。	工場立地法第4条、工場立地法施行規則第3条、工場立地法運用例規集1-4-4-7及び1-4-4-8	対応不可	工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積率の割合について規制(レイアウト規制)を行っている。緑地は、高木、低木及び地被植物など様々な形態があることも踏まえ、現実的な規制方法としては、現行の水平投影面積によるものが適当であるものと考えられる。 また、壁面緑化については、緑(植物)及び緑化施設等の幅は1m程度であると想定されることから定められているもの。	
280215064	27年11月25日	28年1月13日	28年2月15日	工場立地法における緑地率の緩和と推進	[提案の具体的内容] 工場立地法における緑地面積率、環境施設面積率について、都道府県準則で設定可能な基準を国の基準とする等、一層の緩和を推進すべきである。 [提案理由] 現在、工場立地法に基づき、国の基準として緑地面積率20%、環境施設面積率25%以上を確保することが原則とされている。また、都道府県については、地域の実情に応じて準則を条例で定めることになり、国の定める範囲内で緑地面積率や環境面積率を緩和することが可能となっている。 しかしながら、準則を定めて面積率を緩和する自治体がある一方、準則を定めずに従来の面積率のままとなっている自治体もあり、自治体間の格差が大きくなっている。緩和が進んでいない自治体では、老朽化した工場の建替えや生産設備の増設が難しく、企業の設備投資を阻害している。 そこで、国の基準を都道府県準則に置き換える等、都道府県による積極的な緩和を促すべきである。なお、都道府県準則では、緑地率の上限を定めていないため、引き続き地域の実情に即した緑地率を定めることは可能であり、工場立地法の趣旨を逸脱しないと考えられる。 要望の実現により、各都道府県が実情に即した緑地率を設定することとなり、緩和が進む地域においては企業の生産活動の拡大につながると考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	工場立地法第4条において、緑地の面積の敷地面積に対する割合について国が準則として公表することとなり、同法第4条の2において、緑地面積率及び環境施設面積率に係る準則の制定権限は、町村部においては都道府県知事、市部においては市長が、国の準則に代えてそれぞれの地域で定めることができるとされている。	工場立地法第4条、第4条の2	対応不可	緑地面積率及び環境施設面積率に係る準則の制定権限を都道府県知事及び市長に権限移譲しているが、これは、工場立地法の目的が、工場等の周辺住民の生活環境を保持することであることに加え、工場立地法に定める事務は住民に近い行政機関が担うことが望ましいとの考えから措置されたものである。 このため、都道府県知事及び市長は、地域の状況を踏まえて条例を制定するか、あるいは、国の準則のまま維持するか自ら判断していくべきものと考えている。 なお、平成27年の地方からの提案等に関する地域準則(平成27年12月22日閣議決定)において、条例による緑地面積率に係る地域準則の制定等の事務権限については、都道府県から町村移譲等する旨が盛り込まれたところ。これにより、都道府県が有している条例制定権限等を町村に対して新たに付与することとなる予定。	
280215073	27年11月26日	28年1月22日	28年2月15日	LEDについて	新聞でLEDの製造が20年を目前に規制されるとの報道をみました。しかし取り替えにはコストがかかり5年後では対応できません。もっと期間に余裕を持って下さい	民間企業	経済産業省	自動車や家電等のエネルギー消費機器について、省エネ法に基づくトップランナー制度を導入しています。		事実誤認	トップランナー制度の対象機器の一つとして「電球形LEDランプ」があり、2017年度を目標年度として省エネ基準を定めておりますが、2020年を目標にLEDの製造を規制する予定はございません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280215078	27年12月1日	28年1月27日	28年2月15日	化審法の少量新規化学物質確認制度、低生産量新規化学物質に関する審査の特例制度における設置規制等の見直し	<p>[提案の具体的内容]</p> <p>少量新規化学物質については、各社それぞれ年間10以下、低生産量新規化学物質については、各社それぞれ年間10以下とすべきである。また、確認の申出受付頻度は通常新規と同じ年10回とすべきである。</p> <p>-もしも複数社から届出された場合の安全を担保するため、追加情報に基づきリスクに基づく合理的な評価、判定をすし(しみを導入することが考えられる。例えば、ばく露情報、考慮、log Pow、生態毒性(一種)等の確認をすること等</p> <p>[提案理由]</p> <p>化審法第3条第1項第5号および施行令第3条第2項、化審法第5条および施行令第4条により、「少量新規、低生産量新規ともに国全体でそれぞれ1/年以下、10/年以下」となっている。また、申出受付頻度は、4半期に1度となっている。要望理由としては、以下が挙げられる。</p> <p>-複数社が同一物質に関して確認申請を行った場合、国による数量調整等により、必ずしも申請数量と通りの製造・輸入許可が得られず、当該事業の予見性を損なっている。</p> <p>-諸外国ではこのようなルールは一般的ではなく、日本企業の競争力を低下させている。</p> <p>-事業者が事業機会を逃すことなく、かつ、競争力を高める観点から、申出受付頻度は、「4半期に1度、から10回」に変更することを求める。</p> <p>要望が実現した場合には、事業の予見性の確保、事業の機会損失低減、競争力の増大に寄与する。また、事業を継続するために、少量新規から外れることによる約1,000万円、低生産種から外れることによる約2,000万円程度の試験費用の削減も可能である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 経済産業省 環境省	<p><少量新規化学物質確認制度></p> <p>少量新規化学物質確認制度は、製造・輸入予定数量が年間10以下の新規化学物質について、国内合計で製造・輸入数量が年間10以下であること等を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けることで、新規化学物質の届出が免除される制度です。</p> <p>複数事業者から同一の新規化学物質についての確認の申出があった場合は、合計で10を超えない範囲で確認されます。</p> <p>確認の申出を行うことができるのは、年4回</p> <p>・第1回受付 申出期間:1月20日～30日</p> <p>・第2回受付 申出期間:6月1日～10日</p> <p>・第3回受付 申出期間:9月1日～10日</p> <p>・第4回受付 申出期間:12月1日～10日</p> <p><低生産量新規化学物質制度></p> <p>低生産量新規化学物質制度は、製造・輸入予定数量が年間10以下の新規化学物質について、人健康影響及び生態影響についての知見がない場合、分解性、蓄積性のみで審査、判定を受けることができる制度です。</p> <p>「難分解、かつ「高蓄積でない」と判定された場合は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が、国内合計で製造・輸入数量が10以下であることを確認した上で、製造・輸入が可能となります。</p> <p>確認の申出を行うことができるのは、年1回(3月1日～10日)。ただし、判定を受けた年度は、当該年度中に確認の申出を行うことが可能です。</p>	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第5号第5条第4項第5号	その他	<p>予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものと確認できる場合(中間物及び輸送専用目的の場合)には、途達規制に代えて、一事業者あたり一年度に10以下の製造・輸入を認めることができ、確認の申出の受付頻度も随時できるとして、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に關する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号)を改正し、新たに少量中間物等新規化学物質確認制度を構築し、運用を開始しました(平成26年6月公布、同年10月施行)。</p> <p>なお、御提案に関する事項は、「化審法施行状況検討会」等において、検討しているところです。</p>	
280215079	27年12月1日	28年1月27日	28年2月15日	化審法新規化学物質届出時の分解生成物の取扱い	<p>[提案の具体的内容]</p> <p>1%以上の分解生成物に対し一律的に試験要求すべきでなく、リスクに応じた安全性評価を実施すべきである。</p> <p><具体的な対応></p> <p>-低生産種(製造・輸入数量が上限値が各物質毎年100以内)での生分解性試験は間接法とし、10%未満の分解生成物は同定・評価不要とすべきである。</p> <p>-例えば、製造量等が1000超の場合のみ直接定量を実施。</p> <p>分解物の生成量等に応じて、濃縮度試験の選択、人健康、生態影響試験等の選択を可能とすべきである。</p> <p>(logPo/w > 3.5の場合(HPLC法)のみ、QSAR、Expert Judgeなど)</p> <p>[提案理由]</p> <p>化審法の適用において、分解度試験の結果、分解生成物が生じ、1%以上残存する場合には、その分解生成物を特定し、個別に試験を実施することが求められている。要望理由としては、以下が挙げられる。</p> <p>-本制度は、日本のみの制度(EU・韓国等では100超で分解物の同定が必要)であり、低生産種内(年間10以下)は、間接法とするべき。</p> <p>-また、低生産種内であれば、10%未満の分解生成物が発生しても10未満となる。化審法等により、年間10以下の少量新規制度においては、有害性情報の国への提供は不要となるため、低生産の10%未満の分解生成物は、同定・評価は不要とすべきである。</p> <p>-分解物は、親化合物由来であること、通常は分解により極性化され、さらに代謝されるなど、無毒化の方向にあることも考慮</p> <p>-また、評価に際し、政府において平成21年化審法改正時の国会附帯決議「定量的構造活性相関の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること」に指針があったように、要望内容にあげた手法(QSAR,Expert Judgeなど)の手法を活用すべきである。</p> <p>-物質あたり約3,000万以上、期間としては数年にわたることもあり、分解生成物の試験に多大な費用と時間を要する。また、試験のコストや要する期間等から研究開発のスピードを著しく減速、又は開発を断念することがある。</p> <p>要望が実現した場合には、費用面では、分解生成物が1物質ごと約3,000万円の削減可能(多い場合は3物質以上になるとも)で、開発期間も物質数に応じて伸びたものが短縮可能。その結果、海外への振振を断念する事例が減少することも期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 経済産業省 環境省	<p>化審法の新規化学物質の届出において必要となる分解度試験において、分解生成物が生じた場合は、その生成率が1%未満の場合は、分解生成物について蓄積性及び毒性の評価を求めないこととしています。一方、1%以上生成した場合は、類似物質からの類推や試験結果からの専門家判断等、何らかの蓄積性及び毒性の評価を行うこととしており、類推等が困難な場合に限り試験の実施を求めています。</p>	その他	<p>分解生成物の評価の簡素化にも通じる、下記の化学物質の評価方法の見直し検討を行い、運用を開始しているところです。</p> <p>生物蓄積性の類推等による判定の運用ルール案を作成・公表し、届出された新規化学物質について、構造が類似し生物蓄積性が低い既知の化学物質がある場合にはQSAR(定量的構造活性相関)の推計結果等から高蓄積性でない判定できる仕組みなどを導入しました。</p> <p>事業者による重複試験を削減する観点から、公示済みの新規化学物質、既存化学物質の判定結果や試験結果を順次公表することとしました。特に、蓄積性のQSAR等の類推評価を促す観点から、生物蓄積係数(BCF)の結果等を事業者が使いやすい形式で順次公表しています。</p> <p>従来困難な試験を適用することができなかったイオン性化合物の蓄積性を簡易な試験法で評価できるよう新たなルールを導入しました。</p> <p>OECDEテストガイドラインに整合させて、より負担の小さい濃縮度試験を導入しました。</p> <p>なお、御提案に関する事項は、「化審法施行状況検討会」等において検討しているところです。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280215080	27年12月1日	28年1月27日	28年2月15日	化審法新規化学物質抽出の際の高分子化合物の取扱い	<p>[提案の具体的内容]</p> <p>2%ルールを導入すべきである。2重量%未満のモノマー及び反応成分については、ポリマーの名称に含めなくてもよいものとする。(個々のモノマー及び反応成分について2%であって、total2%でない)、ポリマーの定義はOECDの定義と同様とすべきである(数平均分子量1,000以上、を削除)。</p> <p>[提案理由]</p> <p>根拠法令:運用通知 平成23年3月31日、薬食発0331第5号、平成23-03-29製局第3号、環保企発第110331007号、2.2-1(2) のにおいて、原則として、既存のポリマーに微量の別モノマー(新規物質の場合はその合計が1%以上、既存物質の場合はその合計が2%以上)を加えて合成したポリマーが既存物質リストに収載されていない場合は、全て新規化学物質扱いとされている。製薬の理の観点からは、以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全性の担保の観点として、HPL Environmental Consulting Services LLC報告書によると28年間の実績の観点から2%ルールは問題なしとされている。また、化審法高分子フロッスキームで確認された高分子化合物(低懸念ポリマー含む)においては、2%程度の単量体を幾つか添加しても(高分子の分子量が大きく、低分子量成分の含有量が少なく、かつ、いわゆる懸念基等を含まない場合)、その安定性、毒性が大きく変化することは考えにくい。 従外国では2%ルールが国際標準であり、経済的・時間的負担も大きい。具体的には、高分子フロッスキームによる試験費用として、150万円/物質、試験期間として、申請期間として約9か月を要す。 <p>要望が実現した場合には、経済的には、150万円/物質の削減が可能で、時間的にも試験(申請期間)約9か月の短縮が可能。その結果、事業の機会損失も低減することが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 経済産業省 環境省	化審法の届出対象である化学物質の区分については、原則化合物ごととしており、高分子化合物(ポリマー)については、繰り返し単位と重合様式が同じものを同一の化学物質とし、重合度や重合手法が異なってもそれを区別していません。また、そのポリマーの 重量割合の合計が9%を超える単量体(モノマー)等から得られる別の有機高分子化合物が既存化学物質等である場合と、重量割合の9%を超える単量体等から得られる別の有機高分子化合物が既存化学物質等であって、残り2%未満の単量体等が既存化学物質等である場合は、新規化学物質として扱わず、届出を求めないこととしています。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について2.(3)	その他	御提案に関する事項は、2%の単量体を複数加えることにより毒性、物性が変わらないとの科学的知見が確認できていないため、それらの検証が必要ですが、「化審法施行状況検討会」等において検討しているところです。	
280215084	27年12月7日	28年1月27日	28年2月15日	タイムスタンプの法的根拠	<p>[提案の具体的内容]</p> <p>〔財〕日本データ通信協会のタイムビジネス信頼・安心認定制度において技術・運用面でその信頼性が認定されている事業者が発行するタイムスタンプの法的根拠を明確に設定すべきである。</p> <p>具体的には、現在は確定日付として公正証書の日付や内容証明郵便の日付等のみしか認められていないが、タイムスタンプもこれに加えらるべきである。また、現在の電子署名法では、手書き署名や押印とは異なり、実質的に短期的に有効なものしか規定されていないが、欧州等のように、タイムスタンプを同法の中で規定することにより、中長期的に有効な電子署名を規定して使えるようにすべきである。</p> <p>[提案理由]</p> <p><規制の現状></p> <p>e文書法が制定された2005年に総務省より「タイムビジネスに係る指針～ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のために～」が発行され、(一財)日本データ通信協会においてタイムビジネス信頼安心認定制度が制定されている。ここで認定されている時刻とタイムスタンプはJISおよびISOに準拠している。電子署名法第二条において電子署名の定義がされているが、1項2を満たすためには、タイムスタンプを活用する必要がある。タイムスタンプは電子帳簿保存法施行規則第三条の規定に記載されているが、法的根拠が乏しい。確定日付は民法施行法第五条で規定されているが電子情報における規定は無い。特許庁が発行している先使用権制度の円滑な活用に向けて(平成18年)では、証拠力高める具体的な手法の紹介として「法的な確定日付付かない点に注意する必要がある」と記載がある。</p> <p><要望理由></p> <p>電子化社会において電子情報の信頼性を将来に亘って担保するための基準を設定することは重要である。EUでは国境を跨いで電子取引を行うことを推進するためeIDASとしてRegulation化されてタイムスタンプも規定されている。このeIDASでは、信頼サービス提供者ステータス情報リスト(Trustlist)に掲載されることで電子的にその信頼を確認することができる仕組みになっているが、Trustlistでは各国の法的根拠を記載する必要がある。一方、中国においてもタイムスタンプが知的財産の存在証明として活用が進んでおり判例も出てきているが、日本のタイムスタンプの有効性を認める根拠が無い日本国内のユーザーが強く(懸念している。認定事業者が発行するタイムスタンプは、知的財産保護、国税関係書類、電子契約、医療情報、建築申請と多岐にわたって利活用が進んでいるが、ユーザーからは法的根拠が無いことから、いざ訴訟時に有効にならないのではないかとの不安があり、電子化普及の阻害要因となっている。安全安心結構電子取引を実現するためには、現状の認定事業者によるタイムスタンプに日本国としてグローバルに通用すべく(法的根拠を設定すべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>ユーザーがタイムスタンプ利用を躊躇することなく電子情報の存在証明を行うことで情報の信頼性を担保することができ、安全・安心して電子取引を行うことができる。国を跨いで電子情報の信頼性を保証でき安全・安心に電子情報でのやりとりが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 法務省 経済産業省	e文書法が制定された2005年に総務省より「タイムビジネスに係る指針～ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のために～」が発行され、(一財)日本データ通信協会においてタイムビジネス信頼安心認定制度が制定されています。ここで認定されている時刻とタイムスタンプはJISおよびISOに準拠しています。電子署名法において、タイムスタンプについての規定はありません。	電子署名法	検討を予定	電子署名法における認証業務においては、利用者の本人性を確認した上、認証事業者が利用者に電子証明書を発行することが中心となるのに対し、時刻認証(タイムスタンプ)においては、作成された個々の電子文書について、タイムスタンプ事業者が個別に日時についての情報を付与するものであり、両者の仕組みは全く異なり、同時に行われる性質のものではありません。このように、電子署名法に基づく(電子認証業務と電子文書にタイムスタンプを付与する業務とは、その内容が異なるものであり、もし、タイムスタンプ事業者が発行したタイムスタンプに何らかの法的効果を持たせるとするならば、現在の電子署名法が認証事業者について行っている規定とは異なる観点からの規律が必要となります。現在の電子署名法の中でタイムスタンプを規定することを含めて、タイムスタンプに法的効果を持たせることについては、慎重に検討する必要があると考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280229002	27年11月17日	28年1月13日	28年2月29日	複数の保安法令の申請書・窓口の統一	{提案の具体的内容} 消防法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法等の保安法令に基づく許可・届出等の申請書を統一するとともに申請窓口の一元化を要望する。 {提案理由} (a)危険物、高圧ガス等に係る設備の設置・変更等を行う場合、同一の設備であっても、消防法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法等の複数の保安法令に基づいて、各々許可・届出等の申請が必要である。 (b)個々の法令ごとに申請書を作成し、所管省庁ごとに説明するのは、企業にとって煩瑣で多大な事務負担となっているため。 (c)申請書の様式の統一及び申請窓口のワンストップ化による事務負担の軽減、申請の合理化を通じた工期短縮によるコストダウン、早期事業化による競争力の強化が図られる。 さらに、複数の法令の統合が実現した場合、効果は一層増大する。	(一社)日本経済団体連合会	総務省 経済産業省	消防法第11条、危険物の規制に関する政令第6条、第7条、危険物の規制に関する規則第4条、第5条、高圧ガス保安法第5条、第14条、石油コンビナート等災害防止法第5条、第7条、第46条	対応不可	消防法は危険物を取り扱う機器を含む施設全体を、高圧ガス保安法は高圧ガス設備をそれぞれ規制対象とし、石油コンビナート等災害防止法は災害の防止に関する他の法律と相まって特別防災区域全体を1つの規制対象としています。また、消防法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法は、それぞれの法の目的から独自の安全基準を設けています。許可申請の申請書及び申請窓口を1つに統一することは、法律の目的が異なるため困難です。 なお、消防法、高圧ガス保安法及び石油コンビナート等災害防止法が重複適用する部分については事業者の利便性を図る観点から、書類の共通化による申請書類の簡素化など許可申請に伴う負担軽減の措置を講じています。		
280229007	28年1月4日	28年2月9日	28年2月29日	輸出管理の規制品目番号体系の国際化	{提案の具体的内容} わが国の規制品目番号体系の国際化を急ぐべきである。 {提案理由} 輸出者等は、貨物の輸出、役務の取引にあたって、当該貨物・技術が許可を必要とする規制品目等に該当するか否かを判定する必要がある。その際、わが国の規制品目番号体系が諸外国と異なるため、海外のパートナーとの連携、海外からの調達、海外子会社における輸出管理指導等において負担が大きい。 規制品目番号体系の国際化については、2012年4月に閣議決定された「『国民の声』規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対応方針」に沿って、産業界と連携して作業が進められた結果、2014年度末までの段階で、わが国の規制番号とEUの番号との読替表の案が取りまとめられている。 既にEUの規制品目番号体系を採用している国は多く、上記読替表に基づく輸出管理を速やかに実施に移すことにより、海外ビジネスの円滑化、競争力の向上が期待できる。また、企業グループ全体で統一・効率的な輸出管理が可能となり、コンプライアンスの向上にもつながる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	外国為替及び外国貿易法 第25条、第4条 輸出貿易管理令第1条 別表第一、外国為替令 第17条 別表 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	その他	「わが国の規制番号とEUの番号との読替表の案」については、諸外国の規制品目の対応関係を把握する上で有益なものと認識しています。 規制番号国際化については、その問題点についても精査して検討する必要があると考えています。		
280229008	28年1月13日	28年2月9日	28年2月29日	地域商店街活性化法に基づく支援対象の拡大	{提案の具体的内容} -地域活性化を加速させるために、法人格を有しない任意団体であっても、長期的に活動し、信頼性の高い団体においては申請容認を求める。 {提案理由} -地域商店街活性化法第2条に該当する者として「中小企業者」が挙げられているが、その中には法人格を有しない任意団体が含まれていない。 -県内の商店街は、9割以上が法人格を有しない任意団体であるが、実際の活動状況は法人格の有無に左右されるものではない。 -本県では、商店街の主催で3種類以上の異なる共同事業(「ぎわい」創出事業や地域貢献事業など)を継続的に実施している商店街を、「黒おひ商店街」として認定しているが、この7割強は法人格を有しない任意団体である。 -上記商店街のように、都道府県によって信頼性や継続性のあるものとして認定された商店街は、法人格を有しないまま申請を容認していただきたい。 -当法における事業計画の認定は商店街活動の見直しを促進することにつながり、今後の活動を喚起するきっかけとなりうるものである。	埼玉県	経済産業省	地域商店街活性化法第2条に該当する者として「中小企業者」が挙げられているが、これには、事業協同組合、事業協同組合小組合及び協同組合連合会、商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会が該当しています。	地域商店街活性化法第2条第1項	対応不可	-地域商店街活性化法により支援する、地域コミュニティへの貢献を通じた商店街活性化事業は、長期間にわたり商店街全体で取り組む事業であるため、事業実施主体である商店街組織の体制や運営方法等につき一体性及び継続性が確保されている事が重要である。 また、本法律では、こうした商店街活性化事業に対し、補助金・無利子融資、税制措置等の政策資源を総動員して支援することから、融資や税務調査の対象となり得るような高い信頼性を有する主体であることが必要です。 この点、事業協同組合及び商店街振興組合等は、法令により、事業、組合員資格、意思決定方法、民事上の責任関係、決算関係書類、会計帳簿等の必要事項や、行政庁の検査・報告徴収権限が規定されており、体制や運営方法等の一体性、継続性、信頼性に係る条件を満たしています。 以上のことから、本法律においては、全国のモデルとなり得る高い成果があげられるよう、これらの条件を満たす法人格を有する事業協同組合及び商店街振興組合等を認定対象とし、支援措置を集中的に適用することとしています。 各自治体で実施している商店街の認定制度において認定された商店街が、必ずしも融資や税務調査の面で高い信頼性を有しているとは言い難いため、法人格を有しない任意団体を対象とする事は困難と考えます。また、任意団体も法人組織を行うことで認定対象となることができます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)、については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280229009	28年1月13日	28年2月9日	28年2月29日	提携教育ローンの割賦販売法の規制対象からの除外	提携による教育ローンを通販販売による規制の対象外とする。 [提案理由] 個別信用購入あっせんによる過量販売等の消費者トラブルの増加を受け、平成20年の割賦販売法改正により、規制対象とする個別信用購入あっせんの範囲拡大と登録導入等の規制強化が行われた。銀行の提携教育ローン等も対象となり、登録業者としての対応負担(注1)から多くの地銀が取扱いを停止・縮小せざるを得なくなった。 [注1]個別信用購入あっせん業者としての態勢整備やシステム対応に加え、販売と信託の交互可能見込額調査等が求められる。 大学等(国立、私立)の学校・大学・短大・高専・高校・中学・小学校)からは入試・入学案内において地元金融機関の金利優遇等のある提携ローンを案内したいとのニーズがある。教育資金の需要は住宅ローンと家計負担の大きい時期に重なる場合が多く、提携ローンによって通常よりも低利な商品を提供できれば、保護者・学生の経済的負担の軽減に繋がる。 割賦販売法は専業販売業者からの消費者保護の観点から行われたが、規制の対象を国立大学法人法に基づく(国立大学や文部科学大臣の認可を受けている私立大学等に限定すれば、そうした懸念はないと考えられ、過剰な規制と言える(注2)。 [注2]現行規制において、国、地方公共団体が関わる取引は適用除外とされており、これと同様の取扱いとしても問題ないと考えられる。 地元大学等への進学を支援し、卒業後も地元で就職・定住することになれば、地域社会の持続性確保に資する。	(一社)全国地方協会	経済産業省	平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローン等、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の一体性・内容の一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第1条第4項、第35条の3の23、第35条の3の6第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする。」としております。	
280318028	27年11月25日	28年1月22日	28年3月18日	省エネ措置の届出のオンライン申請・電子データ申請化	[提案の具体的内容] 省エネ措置の届出を行なう際は、申請方法として新たにオンライン申請(電子政府の総合窓口(e-Gov)や外部記憶媒体(USBメモリー、光ディスク(CDおよびDVD))等)による申請を可能とすべきである。 [提案理由] 現在、省エネ法に基づき、住宅や建築物の新築や大規模修繕等を行う際、当該住宅や建築物についてエネルギーの効率的利用のための措置が必要な場合、建築士や建築関係者等が省エネ措置の届出を行なう必要がある。届出の際に必要な書類には、定形届出書のほか、建築図(各階平面図・立面図・断面図)、各設備図(空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機設備の機器表、系統図、仕様書、平面図)、各種計算書(一次エネルギー消費量計算書、PAL*計算書)等があり、正部2部、A4ファイルなどに綴じて提出している。 届出に必要な書類は書類作成過程においてすべてデータ化されている場合もあり、企業はそのデータを改めて紙ベースで出力・入力(フロッピー)したものを2部、届出書類として所管行政庁に提出している。特に大規模な建物になると建築図や設備図、計算書関連が膨大な枚数となることから、届出業務に係る作業負担を軽減するため、オンライン申請(電子政府の総合窓口:e-Gov)や外部記憶媒体(USBメモリー、光ディスク(CDおよびDVD))等、データでの申請を可能とすべきである。 要望の実現により、企業側は届出業務に係る作業負担の軽減やペーパーレス化による印刷コストの低減、行政側は申請書類の管理の効率化が見込まれる。また、ペーパーレス化による環境負荷の低減も期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 国土交通省	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第75条および第75条の2に規定されている届出書を電子申請することは認められています。 外部記憶媒体を使用した申請については、省エネ法において措置されておりません。	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年2月13日法律第151号)第3条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第75条および第75条の2	検討を予定	・オンライン申請 電子情報処理組織を使用した届出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、現行制度で対応可能です。 ・外部記憶媒体を使用した届出 省エネ措置の届出について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)の改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)の制定(平成27年7月)により、平成29年度より建築物省エネ法において届出制度が施行される予定です。そのため、本件(外部記憶媒体による届出)を含め、建築物省エネ法における手続き等について平成28年度に検討を開始し、平成28年度中に結論を得る予定です。	
280318033	27年12月1日	28年1月27日	28年3月18日	容器再検査の方法に係る音響保安規則の見直し	[提案の具体的内容] 5年毎の高圧ガス容器の再検査に、欧米で実績のある音響と超音波(非破壊)による検査を認めるべきである。 [提案理由] 現状では、外観検査は内外面のさび・塗装等の異物を除去して地肌の状態が良く(観察できるようにした)のち「外部」内部検査と、液圧により耐圧試験を行わなければならない(容器保安規則細目告示第三条、第五条)。 要望理由は、以下が挙げられる。 5年毎に水圧検査と目視による外観検査が義務付けられており、検査コストが高く、水圧検査によって高純度ガスを使用する高圧ガス容器が汚れてしまい、復旧にもコストがかかる。 現状、約7ヶ月かかる検査時間(解体・検査・洗浄・組立)を約1日に短縮できる。欧米や韓国・台湾・中国では、音響や超音波を用いた合理的な検査方法が既に認められており、安価に運用されているが、日本では認められていないため、国際競争力の低下の一因となっている。また、安全面では目視検査を行う外部・内部検査は試験員の力量に頼ることになるが、音響や超音波測定器を用いて行う検査では検査精度や安全性に優れている。 現在、経済産業省令第十四号第三号に規定する特別措置の認定を受けて企業実証特別制度で実証試験が行われているが、実証終了後は速やかに音響や超音波を利用した合理的な検査方法が一般化されることを望む。 実証試験では、米等国等で実績のある検査手法と機器を用いて従来手法との対比性能試験や運用試験を行い、音響や超音波を用いた検査方法の安全性・有効性についての立証を進めている。 これらの要望が実現すれば、高圧ガス容器の再検査に係るガスコストの低減に期待される。また、検査時間の短縮による効率的な容器運用が可能となり、ユーザー、ガス会社、検査会社等の広い業界での国際競争力強化が見込まれる。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	高圧ガスを充てるための容器は、容器の種類ごとに定められた期間を経過した場合、容器再検査を受けなければ使用することができない。(高圧ガス保安法第48条第1項第5号) 容器再検査の方法は外観検査や耐圧試験等であり、その具体的な内容が告示において定められている。(容器保安規則第25条第1項、容器保安規則に基づき表示等の目、容器再検査の方法等を定める告示第3条第5条) 他方、個別に経済産業大臣の認可を受ければ、上記によらない方法であっても採用することが可能となっている。(容器保安規則第25条第2項)	高圧ガス保安法 容器保安規則	検討に着手	産業競争力強化法に基づき「企業実証特別制度」の活用により、平成26年4月から、容器保安規則の特例措置を設けた実証事業を行っていること。(参考URL: http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140424001/20140424001.html) 今後は、当該実証結果を踏まえ、御提案の容器再検査方法が一般的に可能か検討を行う。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)		
280318062	27年 12月28日	28年 1月27日	28年 3月18日	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化の推進	<p>【提案の具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、文書の様式や記載項目、提出先の一元化に向けて、地方自治体への要請等、必要な措置を講じるべきである。 特に、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)発出以降の各自治体の対応について、実施したアンケートの取りまとめ等を通じて、一元化の障害を究明・除去するとともに、対応の見られない自治体への要請を強化すべきである。</p> <p>【提案理由】 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。 「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)による両者の一元化要請。その後の地方自治体へのアンケート調査と、政府が対応に動いているものの、引き続き二重の報告を課せられる事業者が多く存在している。 省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。 文書の様式や記載項目が統一されるとともに、提出先が一元化されれば、事業者の事務コストが大幅に削減されるとともに、効率的な行政の実現にも資すると考えらる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書及び定期の報告書を作成し、主務大臣(経済産業大臣及び事業所管大臣)に提出することを義務付けています。一方、地球温暖化条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書及び報告書の提出を義務付けている自治体の中には、対象となる事業者や様式は国とほぼ同じ自治体もあれば、異なる自治体もあると認識しています。	エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化等に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化対策条例等	現行制度で対応可能	御認識の通り、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)を発出し、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう協力を要請致しました。国の地方公共団体への届出は地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則(地方自治法第245条の3)に基づき、地方自治体が自治事務として実施している施策に対し、現状以上の強制力のある要請を実施することは困難です。 従って、省エネ法に基づく報告と条例に基づく報告の一元化を強制することはできませんが、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、アンケート結果も踏まえつつ、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう引き続き要請してまいります。		
280318063	27年 12月28日	28年 1月27日	28年 3月18日	省エネ優良事業者の届出負担軽減	<p>【提案の具体的内容】 省エネ法のベンチマーク制度における「事業者が目指すべき水準」の達成事業者については、省エネルギー対策が進んでいる優良事業者と位置づけ、届出内容の簡素化(届出負担軽減)などの優遇措置を講じるべきである。</p> <p>【提案理由】 省エネ法では、特定の業種・分野に対し、当該業種に属する事業者の省エネ状況を業種内で比較できる指標(ベンチマーク指標)を設定している。非常に進んでいる事業者を評価するとともに、遅れている事業者にはさらなる努力を促すため、各業種で全体の約1-2割の事業者のみが満たすべき水準(平均値に標準偏差を加えた水準よりも高い水準)を、事業者が目指すべき水準」として設定している。 経済産業省は、毎年、ベンチマーク指標の定期報告結果を取りまとめホームページで公表しているが、「目指すべき水準、達成事業者については社名を公表する程度の対応となっている。 「目指すべき水準」を達成した優良事業者への対応として、現状の社名公表だけでなく、何らかの優遇措置を設けることで、事業者のさらなる省エネ取り組みについて検討を開始したことと、メリハリある省エネ規制の観点から、「中長期計画書の内容を国が判断基準に照らして評価して、合理的であると判断される場合は、事業者の自主性に任せるべく、届出負担軽減など、取組内容に応じて支援や優遇が得られる制度について、今後具体的に検討」することが明記されている。これらの方向に沿って、中長期計画書のみに限らない優良事業者の届出負担軽減策につき、具体的な検討が推進されるよう要望する。 ベンチマーク目標を達成した優良事業者への優遇措置が制度化されれば、事業者による一層の省エネ取り組みが期待され、本年7月に決定されたエネルギーミックス、およびそれを積み上げの基礎とする約束草案の実現に欠かすことのできない、「徹底した省エネ」の推進にも資するものと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)では、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、工場等においてエネルギーを使用する事業者を行う者の判断の基準となるべき事項(判断基準)を定め、その中で、特定の業種・分野に対し、当該業種に属する事業者の省エネ状況を業種内で比較できる指標(ベンチマーク指標)を設定しています。ベンチマーク制度では業界内で上位1-2割の事業者のみが満たす「目指すべき水準」が決められており、省エネ取組が非常に進んでいる事業者を評価するとともに、取組が遅れている事業者に気づきを与えることでさらなる努力を促しています。	エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第5条、第7条、第14条、第15条	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準	対応不可	省エネ法では特定事業者に対して、毎年度、エネルギー使用量その他エネルギーの使用状況並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改善に関する報告を求めています。この定期報告は、主務大臣が判断基準に照らして適正に事業者に対する指示等を行う上で、一定の周期で事業者のエネルギーの使用状況等を把握する必要性があることから、提出を求めているものです。 また、判断基準は、事業者全体で適切なエネルギー管理を行うとともに、工場単位及び設備単位によるきめ細かいエネルギー管理を徹底し、主要な設備に関して諸基準(管理、計測及び記録、保守及び点検、新設に当たっての措置)を遵守することを求めているものです。 定期報告は、主務大臣が工場単位、設備単位での判断基準の遵守状況を適切に把握するために必要な情報であり、これらの情報が欠落する形で簡素化することは困難です。 なお、ベンチマーク制度の目指すべき水準を達成している事業者は、平成28年度から開始する「事業者クラス分け評価制度」において、Sクラスに位置づけ、優良事業者として業種別に事業者名を公表して称揚するとともに、現地調査等の法執行の対象にしないといった優遇措置を設ける予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請 日	内閣府での 回答取りま とめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省 庁	所管省庁の検討結果				規制改 革会議 における 再検討 項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280318064	27年 12月28日	28年 1月27日	28年 3月18日	グループ会社単位 での省エネ法定期 報告の実現	<p>[提案の具体的内容] 省エネ法で義務付けられる定期報告に関して、事業計画や生産計画をグループ全体として立てて、投資等の事業活動の配分を決定している企業体、あるいはグループ全体として省エネ計画を策定し組織的に推進している企業体については、「実質的な事業の意思決定組織であるグループ会社」単位(例えば親会社・子会社全体一括)での報告も認めることとすべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、省エネ法上義務付けられる定期報告は、企業単位で報告することとなっている。他方で企業は、ホールディングス制の導入、あるいは従来の事業部門や生産部門の分社化等、グループ経営体制への移行を進めている。併せて企業活動のグローバル化が拡大しており、特にグローバル機関の調査やアンケートにおいては、連結でのパフォーマンスが重要視される傾向にある。このような背景のもと、グループ経営企業は、グループとしての全体最適の観点から事業計画の立案や各種施策の推進を行うとともに、環境報告やアンケートといった社内外への発信も、グループ連結の形を中心に行っている。そうした中において、省エネ法の定期報告については、子会社単位での届出が求められているのが現状である。グループとしての全体最適を考慮して省エネに取り組む中から、グループ内の一企業の実績を取り出しているため、視点間に跨がる生産効率化を行っているケースなど、必ずしも省エネ努力・成果の実態を正確に示せていない場合がある。2015年8月の省エネルギー小委員会取りまとめにおいても、「指導、助言、報告徴収や入検査等を事業「者」に対して行うことで、エネルギー管理統括者を中心とした体制が事業者者にもあがり、省エネ投資も含めた判断がしやすくなる」と期待される、との言及があったところである。「実質的な事業の意思決定組織であるグループ会社」単位での報告を認めることは、まさにこの趣旨に沿った施策であるといえる。グループ企業一体での報告が可能となれば、より実態に即した省エネ成果・努力を把握できるようになることにも、報告件数の減少により行政業務を効率化することができる。また、現下議論のあるベンチマーク制度の改正にあたって、グループ経営企業にとってよりフェアな評価システムが構築されることが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)では、工場等を設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量が原油換算で1500以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者とし、特定事業者として指定し、毎年度、エネルギー使用量その他エネルギーの使用状況の報告を求めています。	エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第5条、第7条、第14条、第15条	現行制度下で対応可能	省エネ法では特定事業者に対して、毎年度、エネルギー使用量その他エネルギーの使用状況等の報告を求めています。この定期報告は、主務大臣が判断基準に照らして適正に事業者に対する指示等を行う上で、一定の周期で事業者のエネルギーの使用状況等を把握する必要性があることから、提出を求めているものです。事業者が行う取組のうち、電気事業者間で連携した省エネ取組や、グループ会社全体で行っている省エネ計画等については、「共同省エネルギー事業、や」その他事業者が実施した措置として、定期報告上で報告することができ、国はこれらの記載を助産して事業者の省エネ取組状況を評価することとしています。	
280318076	28年 2月19日	28年 2月25日	28年 3月18日	経産省の法規制(LNG等の取扱いについて)	<p>現在LNGの利用が盛んに行われています。LNGはマイナス162℃ですので、貯蔵タンク、輸送用ローリー車、輸送低温ポンプ、断熱配管等が必要で、これを取り扱う法律は現在、電気事業法(電力会社のLNG)、ガス事業法(都市ガス会社のLNG)と高圧ガス保安法(一般会社のLNG)の三法規があります。しかもこれらの法規には融通性はありません。もしこれらの法規で製作した機器が不要となった場合は、互換性はありません。例えばガス事業法で製作した低温タンクが不要となった場合、一般の会社に転用することが出来ません。同様に電気事業法で製作した機器は、高圧ガス保安法やガス事業法には使用できません。同じ経産省の中でこの様な規制が行われています。統一するべきではないでしょうか。これはLNGに限った事ではありません。液体窒素、液体酸素、液体アルゴン等の低温液体機器に於いても同様です。米国ではASME規格一つに統一しています。中国でもGB規格に統一しています。これら機器は、SUSや銅鉄が使用されていますので国家としても資源の損失です。早急なご配慮をお願い致します。</p>	チャート・アジア・インク	経済産業省	LNG貯蔵タンク等の取扱いについて、その構造、材料など貯蔵タンク自体が満たすべき性能は三法の下で概ね整合化されていますが、その他附帯設備等については、それぞれその事業毎に異なる使用目的に応じて規定された法令により規制を行っています。また、液体窒素、液体酸素、液体アルゴンについては高圧ガス保安法において一元的に規制を行っています。	高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法	現行制度下で対応可能	LNG貯蔵タンク等の取扱いについて、その構造、材料など貯蔵タンク自体が満たすべき性能は三法の下で概ね整合化されていますが、その他附帯設備等については、それぞれその事業毎に異なる使用目的に応じて規定された法令により規制を行っています。	
280318077	28年 2月19日	28年 2月25日	28年 3月18日	低温機器の規制改革	<p>LNG、液体酸素、液体窒素等に使用されます低温機器制作方法には世界ではコールドストレッチ法が使用されています。この特徴は内槽タンクの肉厚が従来の方法と比べて半分で済みます。世界ではすべての低温タンクにこの方法が採用されています。日本では高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法等には採用されていません。この方法を採用すれば、製造コストが20〜30%安くなると言われています。これはステンレス鋼の使用が少なくなるからです。米国ASME規格には既に規格化されていますので、世界中で採用されています。世界で採用していない国は日本と韓国くらいです。中国でもこれを採用しています。日本での早急に採用するべきだと思います。宜しく検討をお願い申し上げます。</p>	チャート・アジア・インク	経済産業省	電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法ともに対象設備の構造等に対する詳細な仕様、特定の取組、特定の試験方法等を定めている訳ではなく、保安の確保の上で必要な性能又は履行すべき手順等の大枠のみを規定(性能規定化)しています。ご提案された方法により製作された設備が各法令で要求する性能等を満たしていることを設置者から技術的根拠を基に示されれば、現在でも使用することが可能です。	高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法	現行制度下で対応可能	ご提案されているコールドストレッチ法は、各法の技術基準の解釈例等で例示されているものではありませんが、本方法により製作された設備が各法令で要求する性能等を満たしていることを設置者から技術的根拠を基に示されれば、現在でも使用することが可能です。	